

長者屋敷官衙遺跡 4~11次調査

中津市文化財調査報告 第73集



2015

中津市教育委員会

長者屋敷官衙遺跡

4~11次調査

中津市文化財調査報告 第73集

2015
中津市教育委員会

序

私たちのまち、中津市は古代下毛郡にはじまる長い歴史を持っています。市内には、古代の中津を偲ばせる遺跡が数多く残っております。今回調査報告書を刊行いたします、長者屋敷官衙遺跡もこうした遺跡の一つです。長者屋敷官衙遺跡は、下毛郡の役所（郡衙）という役割を担っていた遺跡で、昔の税である米を納めた倉（正倉）の跡が見つかっています。平成7年度の発見からこれまでの調査で、18棟の倉が整然と並んで建てられている様子が分かっています。平成22年度には、遺跡の価値が認められ、国指定の史跡となりました。

調査の際、市営住宅にお住まいだった方々、近隣にお住まいの方々に大変ご迷惑をおかけしました。皆様方のご協力があってこそ、今回、報告書を刊行することができました。また、調査にあたっては、多数の方々にご指導を頂きました。最後になりましたが御礼申し上げますとともに、これからも中津市の埋蔵文化財行政にご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成27年3月31日

中津市教育委員会
教育長 廣 畑 功

例　　言

- 一、本書は大分県中津市教育委員会が平成19～26年度に実施した長者屋敷官衙遺跡の発掘調査報告書である。
- 一、調査は国宝重要文化財保存整備事業および大分県文化財保存事業費の補助を受けて実施した。
- 一、平成19～24年度の調査を高崎が、平成24～26年度の調査を丸山が担当した。
- 一、調査にあたって、長者屋敷官衙遺跡調査指導委員の先生方のほか、小田富士夫氏、大橋泰夫氏、坂井秀哉氏をはじめ多くの方々にご指導ご助言を頂いた。記して感謝申し上げたい。
- 一、本書の執筆、編集、写真撮影は高崎の指導の下、丸山が行つた。また、調査区での写真撮影は担当者が各自行つた。
- 一、空中写真撮影は有限会社スカイサーベイ、東亜航空技研株式会社に委託した。礎石写真撮影は雅企画有限会社に委託した。樹種同定は株式会社古環境研究所に委託した。
- 一、遺構、遺物の実測、製図、拓本などは調査担当者の他、金丸孝子、浅田くるみ、古市智子、塩谷絹子、松村たか子、穴井美保子、岩本敏美、佐藤智子、橋内順子、猪立山順子、池辺千秋、石塔美代子、瀬口礼子が行つた。
- 一、現場作業は下記の皆さんの協力による。
塩谷絹子、松村たか子、川口政代、福成誠一、高榎裕美、今永夏樹、加来田泰明、
高榎俊幸、久恒義男、甲斐嘉夫、祐成本文、瀬口礼子、田島律子、中坂真基子、井上理絵、
猪迫孝利、川西早来、友綱淳一、穴井美保子、猪立山順子、橋内順子、岩本敏美、
佐藤智子、小川禮子

目 次

序

例言

| | |
|--|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 1 調査の経過 | 1 |
| 2 調査指導委員会 | 2 |
| (1) 委員会の設置 | 2 |
| (2) 委員会の経過 | 3 |
| 第2章 位置と環境 | 4 |
| 第3章 発掘調査の概要 | 7 |
| 1 発掘調査の経過 | 7 |
| 2 新旧遺構の対応について | 13 |
| 第4章 調査成果 | 14 |
| 1 指定地内の調査 | 14 |
| (1) 正倉建物 | 14 |
| (2) 区画施設 | 20 |
| (3) 古代以降の遺構 | 24 |
| 2 指定地外の調査 | 26 |
| 3 出土遺物 | 30 |
| (1) 土器 | 30 |
| (2) 瓦、その他 | 30 |
| 第5章 化学分析 | |
| 1 長者屋敷官衙遺跡における樹種同定 (株式会社 古環境研究所) | 33 |
| (1) はじめに | 33 |
| (2) 試料 | 33 |
| (3) 方法 | 33 |
| (4) 結果 | 33 |
| (5) 所見 | 35 |
| 第6章 まとめ | 38 |
| 1 正倉建物の配置と変遷案について | 38 |
| 2 建物の建築素材について | 40 |
| 3 これからの長者屋敷官衙遺跡 | 41 |

挿 図 目 次

| | | |
|------|--|----|
| 第1図 | 中津市地形分類図および古墳後期～古代遺跡分布図 (S=1/40,000) | 6 |
| 第2図 | 長者屋敷官衙遺跡 史跡指定地内・周辺遺構分布図 (S=1/600) | 9 |
| 第3図 | 長者屋敷官衙遺跡 史跡指定地外遺構分布図 (S=1/1,000) | 11 |
| 第4図 | SB-5 b・12 b 遺構平面図 (S=1/100) | 15 |
| 第5図 | SB-13 c 遺構平面図・エレベーション図 (S=1/100) | 17 |
| 第6図 | SB-13 c 遺構断面図 (S=1/50) | 17 |
| 第7図 | SB-14 b 遺構平面図 (S=1/100) | 19 |
| 第8図 | SB-15 b 遺構平面図 (S=1/100)・遺構断面図 (S=1/50) | 19 |
| 第9図 | SB-16 遺構平面図 (S=1/100) | 21 |
| 第10図 | SB-17・18、SA-25・26 遺構平面図 (S=1/100) | 21 |
| 第11図 | SB-16・18 遺構断面図 (S=1/50) | 21 |
| 第12図 | SA-27 遺構平面図 (S=1/150) | 23 |
| 第13図 | SA-23・24、SD-34・35 遺構平面図 (S=1/150) | 23 |
| 第14図 | SA-23、SD-34・35 遺構平面図 (S=1/50) | 23 |
| 第15図 | SB-21 遺構平面図 (S=1/100) | 25 |
| 第16図 | SB-22 遺構平面図 (S=1/100) | 25 |
| 第17図 | 八並城堀跡 (SD-45・46・47) 遺構平面図 (S=1/500) | 27 |
| 第18図 | 八並城堀跡 遺構断面図 (S=1/50) | 27 |
| 第19図 | SB-19・20 遺構平面図 (S=1/100) | 28 |
| 第20図 | SB-20 遺構断面図 (S=1/50) | 28 |
| 第21図 | SH-51・52 遺構平面図 (S=1/50) | 28 |
| 第22図 | 14区 遺構平面図 (S=1/100) | 29 |
| 第23図 | SD-70 遺構断面図 (S=1/50) | 29 |
| 第24図 | 15区 トレンチ平面図・SD-73断面図 (S=1/50) | 29 |
| 第25図 | 長者屋敷官衙遺跡 4～11次調査 出土遺物実測図 (S=1/3) | 31 |
| 第26図 | 長者屋敷官衙遺跡 4～11次調査 出土遺物実測図 (S=1/2) | 32 |

表 目 次

| | | |
|----|--------------------|----|
| 表1 | 委員会の経過 | 3 |
| 表2 | 長者屋敷官衙遺跡調査歴 | 8 |
| 表3 | 新旧遺構対応表 | 13 |
| 表4 | 長者屋敷官衙遺跡における樹種同定結果 | 37 |
| 表5 | 長者屋敷官衙遺跡正倉建物一覧表 | 38 |
| 表6 | 長者屋敷官衙遺跡建物変遷案 | 39 |

写真図版目次

| | | |
|--------|------------------------------------|----|
| 写真図版 1 | 4区・5区空中写真 | 45 |
| 写真図版 2 | 6区空中写真、7区全景写真 | 46 |
| 写真図版 3 | 8区・9区・10区全景写真 | 47 |
| 写真図版 4 | 12区・13区空中写真、16区2トレンチ全景写真 | 48 |
| 写真図版 5 | 14区全景写真、15区トレンチ写真 | 49 |
| 写真図版 6 | SB-5b・SB-12b 空中写真 | 50 |
| 写真図版 7 | SB-13c 磚石建物・磚石写真 | 51 |
| 写真図版 8 | SB-15b・SB-16 | 52 |
| 写真図版 9 | SB-17・18 SB-19・20 | 53 |
| 写真図版10 | SB-12b Pit 6・7・18 | 54 |
| 写真図版11 | SB-13c Pit 14・19・20 | 55 |
| 写真図版12 | SB-13c Pit 10・13・14・18・21・22・23・24 | 56 |
| 写真図版13 | SB-13c Pit 3・11・12・15・16・17・19 | 57 |
| 写真図版14 | SB-15b Pit 1・5 | 58 |
| 写真図版15 | SB-16 Pit 3・7 | 59 |
| 写真図版16 | SB-16 Pit 7、SB-18 Pit 5・6 | 60 |
| 写真図版17 | SB-18 Pit 6、SB-20 Pit 2・3 | 61 |
| 写真図版18 | 遺物写真 | 62 |
| 写真図版19 | 遺物写真 | 63 |
| 写真図版20 | 長者屋敷官衙遺跡の木材 I | 64 |
| 写真図版21 | 長者屋敷官衙遺跡の木材 II | 65 |
| 写真図版22 | 長者屋敷官衙遺跡の木材 III | 66 |

第1章 はじめに

1 調査の経過

平成7年度の遺跡の発見から12年後の平成19年、最初の調査区の北側に建っていた市営住宅の撤去が完了し敷地の北側についても確認調査を行うこととなった。調査の結果、倉庫群はL字型の配置計画に基づいて建てられたことがほぼ判明した。この推測を裏付けるための確認調査を行ってきた。平成26年度の調査を以って指定地内での正倉遺構の確認調査は一旦終了することとなり、今後は遺跡整備に向けて補足的な確認調査が主体となる。

- ・平成19年度（4次）1,500m²を調査、SB-5bの続き、SB-12bを検出
- ・平成20年度（5次）600m²を調査、SB-13c・14b北限の溝、東限の溝を検出
- ・平成21年度（6次）1,280m²を調査、北限の溝の続き、八並城堀を検出
- ・平成22年度（7次）85.5m²を調査、八並城堀を検出
- ・平成23年度（8次）464m²を調査、古代建物を2棟検出
- ・平成24年度（9次）1,600m²を調査、古墳時代中期竪穴住居2軒、八並城堀を検出
- ・平成25年度（10次）1,000m²を調査、南限の溝の続きを検出
- ・平成26年度（11次）230m²を調査、八並城堀、中世建物を検出

先述のとおり、平成26年度確認調査を以って指定地内の正倉遺構群の確認は一旦終了することとなり、4～11次調査までの発掘調査報告書を刊行することとなった。これまでの調査については、下記調査概報で報告を行った。

- ・4・5次調査「長者屋敷遺跡 第5次調査」市内遺跡発掘調査概報2 2008年度 2009年3月31日
- ・6次調査「下宮永カタマ地区 中津城下町遺跡竹下義兵衛屋敷跡 長者屋敷官衙遺跡 第6次調査」市内遺跡発掘調査概報3 2009年度 2010年3月31日
- ・7次調査「沖代地区条里跡 永添坂本地区 佐知遺跡 加来東遺跡 中津城（VIII） 長者屋敷官衙遺跡」市内遺跡発掘調査概報4 2010年度 2011年3月31日
- ・8次調査「沖代地区条里跡 大塚西中野地区 永添玉迫地区 高畑下ノ町地区 佐知遺跡 山中城跡 中津城（IX） 古代豊前道跡 長者屋敷官衙遺跡 八並城跡」市内遺跡発掘調査概報5 2011年度 2012年3月31日
- ・9次調査「沖代地区条里跡 長者屋敷官衙遺跡 定留鬼塚遺跡」市内遺跡発掘調査概報6 2012年度 2013年3月31日
- ・10次調査「長者屋敷官衙遺跡 中近世城館確認調査 中津城跡25次調査 市内遺跡確認調査」市内遺跡発掘調査概報7 2013年度 2014年3月20日

2 調査指導委員会

(1) 委員会の設置

長者屋敷官衙遺跡の調査にあたっては、1次調査時からさまざまな学識経験者にご指導を頂いている。中津市教育委員会では、遺跡のおもな部分が平成21年度に国指定を受けたことをきっかけに、平成23年度「史跡長者屋敷官衙遺跡 調査指導委員会設置要綱」を策定し、調査指導委員会を設置した。調査及び保存整備について、同委員会で検討することとしている。

同委員会の委員及び関係者は次のとおりである。

(委員)

委員長

後藤 宗俊（考古学）：別府大学名誉教授

委員

渋谷 忠章（考古学）：（元）別府大学講師、大分県立歴史博物館長

高瀬 要一（整 備）：琴ノ浦温山荘園理事長、（元）奈良文化財研究所文化遺産部長

中山 敏史（考古学）：奈良文化財研究所名誉研究員

清野 孝之（考古学）：奈良文化財研究所都城発掘調査部考古第三研究室長

清水 重敦（建築学・景観）：京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科准教授

（指導助言者）

禰宜田佳男：文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官

近江 俊秀： 同 文化財調査官

浅野 啓介： 同 文化財調査官

三重野 誠：大分県教育庁文化課主幹

後藤 晃一：大分県立歴史博物館主幹研究委員 （元）大分県文化課副主幹
(事務局)

北山 一彦：中津市教育委員会 教育長 （～24年度）

廣畑 功： 同 （25年度～）

井口 慎二： 同 教育次長 （～23年度）

田中 陽一： 同 （24年度）

井上 信隆： 同 （25年度）

後藤 義治： 同 （26年度～）

荒川 節幸： 同 文化振興課長 （～21年度）

尾家 勝彦： 同 （22年度）

藤原 義郎： 同 （～24年度）

川西 州作： 同 文化財課長 （25年度）

今津 時昭： 同 （26年度～）

| | | | |
|-------|---|-------|--------------------|
| 保科 真 | 同 | 文化財係長 | (～20年度) |
| 酒井 英司 | 同 | | (21年度) |
| 田中布由彦 | 同 | | (～23年度) |
| 高崎 章子 | 同 | | (24年度～ 調査担当：～24年度) |
| 花崎 徹 | 同 | 文化財係 | |
| 丸山 利枝 | 同 | 文化財係 | (24年度～調査担当) |

(2) 委員会の経過

調査指導委員会には平成23年度の発足以来、長者屋敷官衙遺跡とその周辺の確認調査の指導を頂いてきた。おもな指導内容としては指定地内の遺構配置の確定のための確認調査指導、史跡指定地外の古代遺構の確認調査指導である。また、遺跡の保存管理、整備方針についての指導も賜った。

調査指導委員会は、来年度から整備指導委員会となり引き続き遺跡整備に関する指導をして頂く予定である。

表1 委員会の経過

| | 開催日と内容 |
|----------|-------------------------------------|
| 第1回 | 平成23年10月4日 現地見学 |
| 第2回 | 平成24年3月2日 現地見学、市長との対話 |
| 第3回 | 平成24年8月9、10日 現地見学 |
| 第4回 | 平成25年8月30、31日 10次調査区の調査報告、整備基本方針の検討 |
| 第5回 | 平成25年11月27、28日 整備基本計画の検討 |
| 第6回 | 平成26年3月5、6日 10次調査区の調査報告、現地指導 |
| 第7回 | 平成26年5月 整備基本計画のまとめ |
| 第8回 | 平成26年11月18日 整備基本設計の検討（基本計画の見直し） |
| 第9回(予定) | 平成27年1月28日 整備基本設計図の検討（復元建物・ガイダンス施設） |
| 第10回(予定) | 平成27年3月13日 整備事業計画・管理運営計画 |

第2章 位置と環境

古代下毛郡衙の正倉跡である長者屋敷官衙遺跡の周辺には、古代官道（古代豊前道跡）に沿って関連する古代遺跡が分布している。第1図は、遺跡周辺からさらに視野を広げて、山国川下流域の地形分類図と古墳時代中期から古代の遺跡地図を重ねたものである。遺跡の性格と立地を以下にまとめて、古代下毛郡の輪郭を描いてみたいと思う。

郡衙：台地 ⑥長者屋敷官衙遺跡

8世紀前半から10世紀前半まで下毛郡衙の正倉として存在していた。遺跡が立地する台地の東西はそれぞれ狭い谷筋となっている。特に西側の谷には「大池」という字名が残り、「倉庫舎」に規定された池渠であった可能性も考えられる。

官道：様々な地形 ①古代豊前道跡

様々な地形を一直線に貫いている。②伊藤田田中遺跡で確認されている。また、福岡県上毛町大ノ瀬官衙遺跡でも確認されている。

寺院：扇状地 ④相原廃寺跡

7世紀後半に創建されたと考えられている古代寺院跡である。基壇と礎石が残り百濟系単弁軒丸瓦が出土している。

墓域：台地、台地斜面、山地、山地斜面 ⑦相原山首遺跡、⑧鶴市神社裏山古墳、⑨坂手隈城跡、⑩坂手隈横穴墓群、⑪上ノ原横穴墓群、⑫幣旗邸古墳群、⑬勘助野地遺跡、⑭定留鬼塚遺跡、⑮城山横穴墓群、⑯岩井崎横穴墓群、⑰宇土横穴墓群、⑲北平横穴墓群、⑳洗添横穴墓群、㉑野辺田横穴墓群、㉒城山古墳群

立地から相原廃寺と関わりが深いと考えられる⑦相原山首遺跡では、7世紀前半から築造された方墳群が見つかっている。方墳群は台地の縁辺部分に並んで造られていることから、この地域の有力者一族の墓地であったと推測される。8世紀後半ごろから火葬を取り入れており、9世紀前半の方墳で主体部が火葬墓となっているものもある。火葬墓の最古のものは⑬勘助野地遺跡で出土した8世紀前半の火葬墓である。⑦が位置する下毛原台地縁辺部は伝統的な墓域となっており、台地の斜面には古墳時代後期から⑩坂手隈横穴墓群、⑪上ノ原横穴墓群が営まれた。また、もう一つの伝統的な墓域として犬丸川に面する山地が挙げられる。古墳時代後期の㉒城山古墳群、山地斜面には㉓㉔㉕㉖㉗㉘といった横穴墓群が造られる。㉗は古墳後期の海辺の首長墓である可能性が高い。

集落：扇状地、谷底平野、台地 ⑤三口遺跡、⑥耳とり池遺跡、⑭定留鬼塚遺跡、⑮定留遺跡、⑯諸田遺跡、㉐諸田南遺跡、㉑畠中遺跡、㉒馬下遺跡、㉓野依遺跡、㉔中須遺跡、㉕植野高松遺跡、㉖前田遺跡、㉗犬丸川流域遺跡

8世紀～10世紀代の集落跡である⑤三口遺跡は④、⑦と関連の深い遺跡と考えられる。お鶴市太郎の人柱伝説が残る大井手堰に近接し、古代中津の開発を知る上で重要な遺跡といえる。下毛原台地の北側に位置する⑦、⑮、⑯、㉐では古墳時代後期～古代までの集落が確認されている。これらで出土する特長的な遺物が蛸壺で、焼成窯も見つかっているこ

とから漁業を生業とした人々が暮らしていたと推測できる。中でも⑩では古墳時代後期にはオンドルを持つ竪穴住居がつくられていることから朝鮮半島系の集落であった可能性も指摘されている。古代になると大型の掘立柱建物が確認され、円面鏡が出土していることから地域の拠点となる役割を担ったと考えられる。犬丸川をはさんだ⑯でも蛸壺が出土している。⑯では、溝跡から7世紀初頭の瓦が出土しているが、この時期の瓦の出土は大変珍しいものである。残念ながら、建物は確認されていない。後述する踊ヶ迫窯跡で焼かれたと考えられている。

生産域（農業）：扇状地、谷底平野 ②沖代地区条里跡、⑯大悟法地区条里跡、⑮野依地区条里跡

現代の水田に条里区画が残る②沖代地区条里跡は、古代官道を東西方向の基線として区画されたと考えられている。奈良時代～現代まで区画を踏襲して耕作・新田開発を続けてきた結果、今日まで条里景観を残す貴重な遺跡となった。広大な遺跡の中には微地形が多数存在しており、微高地には古墳時代後期～奈良時代の住居も確認されている。また、②以外にも犬丸川沿いに広がる谷底平野に条里区画の名残がある。⑮野依地区条里跡は大部分が圃場整備されているが、わずかに国道213号沿いに条里区画が残り、東西方向の区画線は①のラインとほぼ並行する。⑯大悟法地区条里跡は、薦神社の御澄池をため池として開発されたと考えられている。表面の条里区画は圃場整備によって消滅している。

生産域（窯業）：山地 ⑮野依・伊藤田窯跡群 (⑨瓦ヶ迫窯跡、⑩大池窯跡、⑪山田池窯跡、⑫ホヤ池窯跡、⑬⑭⑮踊ヶ迫窯跡、⑯夜鳴池窯跡、⑯コンゲ窯跡、⑯穂屋2号窯跡、⑰谷窯跡、⑯草場窯跡、⑯城山窯跡、⑯洞ノ上窯跡、⑯梨ヶ谷窯跡)

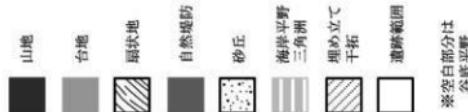
6世紀後半から8世紀前半まで操業された須恵器、瓦焼成窯跡である。調査されている窯跡の年代は、⑯（6世紀後半）→④（6世紀末）→⑫（7世紀前半）→⑯・⑯（7世紀後半）→⑯（8世紀前半）である。⑯は相原廃寺跡の瓦を焼いた窯であることが分かっている。

生産域（製鉄）：谷底平野 ⑯伊藤田田中遺跡

7世紀後半の製鉄炉が古代豊前道跡と考えられる道路遺構から約100m南西で見つかっている。

以上、山国川下流域の遺跡を性格と立地でまとめてみたが、遺跡の分布は、I下毛原台地南西から山国川扇状地、II犬丸川流域と両岸、III下毛原台地北東から周防灘周辺といった地域に大きく分けられる。想像の域を出ないが、Iは沖代平野の新田開発に関わり、平野を見下ろす場所を墓地とした人々の地域、IIは古墳時代後期から須恵器・瓦作り、製鉄などの工業に関わった人々の地域であり、犬丸川流域の新田開発に関わった人々の地域でもあった。犬丸川右岸の山地を墓地とした。IIIは主に周防灘での漁業に携わったが、迫田の開発にも関わったかも知れない。さらに下毛郡全体を視野に入れた検討が必要なのは言うまでもない。下毛郡の中心施設とも言うべき長者屋敷官衙遺跡の立地を考える上で検討すべき課題である。

凡例



※空白部分は
谷底平野

開拓農地開拓免地
土地区画
基本図改
中津 5万分の1 地形
分類図 [福岡県1970
及び「中津市文化財地図」中津市教
育委員会2013
企画トレークス

第1図 中津市地形分類図および古墳後期～古代遺跡分布図 (S=1/40,000)



第3章 発掘調査の概要

1 発掘調査の経過

1次調査（平成7年度）

中津市教育委員会では平成7年度に中津市大字永添において、市営住宅建て替えに伴う発掘調査を行った。調査の結果、整然と配置された古代の総柱建物群が溝状・柵状の囲繞施設によって区画される様子を確認し、下毛郡衛正倉跡と推定された。新発見となったこの遺跡は小字名をとって、周知の埋蔵文化財「長者屋敷遺跡」として新登録された。

また、倉庫群に重なって16世紀後半代の二重の大溝が検出され、溝の区画内は中世城館八並城跡の主郭部分にあたると考えられている。

2次調査（平成8年度）

続く平成8年度調査区は、前年度調査区南側で円林寺本堂建築に伴う確認調査を行い、遺跡の南限と推定される溝を確認した。

3次調査（平成12年度）

遺跡の東端の状況と古代遺構の広がりを確認するために、正倉跡東側の空き地で確認調査を行った。調査の結果、空き地の西側2/3は削平を受けて、遺構は検出されなかった。東側では1辺14m深さ1mの不整形大型土坑を確認し、上層から8世紀代の土器が出土している。なお、平成12年度調査までの成果は平成13年度に「長者屋敷遺跡 中津市文化財調査報告書第26集」として刊行した。

4次調査（平成19年度）

平成7年度調査区の北側に残っていた市営住宅が取り壊されたことを受けて、確認調査を行った。7年度の調査区で検出されていた総柱建物SB-5bの続きを、総柱建物SB-12bを検出した。

5次調査（平成20年度）

北側住宅跡の残り部分の確認調査を行った。総柱礎石建物SB-13c、総柱建物SB-14b、東限の溝、北限の溝、柵を確認した。

6次調査（平成21年度）

前年度調査で確認された北限の溝のさらに北側（台地の北端）の調査を行った。結果、中世の柵に分断された北限の溝の続きを確認した。

平成22年2月22日、これまでの調査成果から、遺跡内の正倉院区画を含む約16,000m²が国史跡に指定された。

7次調査（平成22年度）

史跡指定地内の北西、北東部分の未調査地に2つのトレンチを入れて調査し、八並城の堀、時期不明の溝、小穴などを確認した。

8次調査（平成23年度）

指定地の北東に隣接する畠（指定地外）で遺構の確認調査を行い、正倉群と同様の軸線を持つ建物2棟を南北に連なる配置で確認した。このうち北側の建物は八並城の堀に切られていた。

9次調査（平成24年度）

5次調査で確認されている東限の溝の延長部分及び、区画外の遺構の展開を確認するために調査を行った。調査区はそのほとんどが八並城の堀埋土で、東限の溝は5次調査で確認した地点から南へはわずかしか延びていない状況であった。

また指定地の西に隣接する空き地の調査では、遺跡内でははじめての古墳時代の遺構を確認した。

10次調査（平成25年度）

遺跡整備計画が進む中、指定地内において、これまでの調査で建物の空閑地とされてきた地点の再確認調査としてSB-12bの西側の調査を行った。調査の結果、総柱建物SB-15b・16を確認した。また、調査区の西端で確認したSB-17は調査区外に延びるが、その先是台地がカットされているため詳細は不明である。

11次調査（平成26年度）

指定地内の空閑地の再確認としてSB-12bの南側の調査を行った。八並城の堀の他、中世の掘立柱建物1棟を確認した。

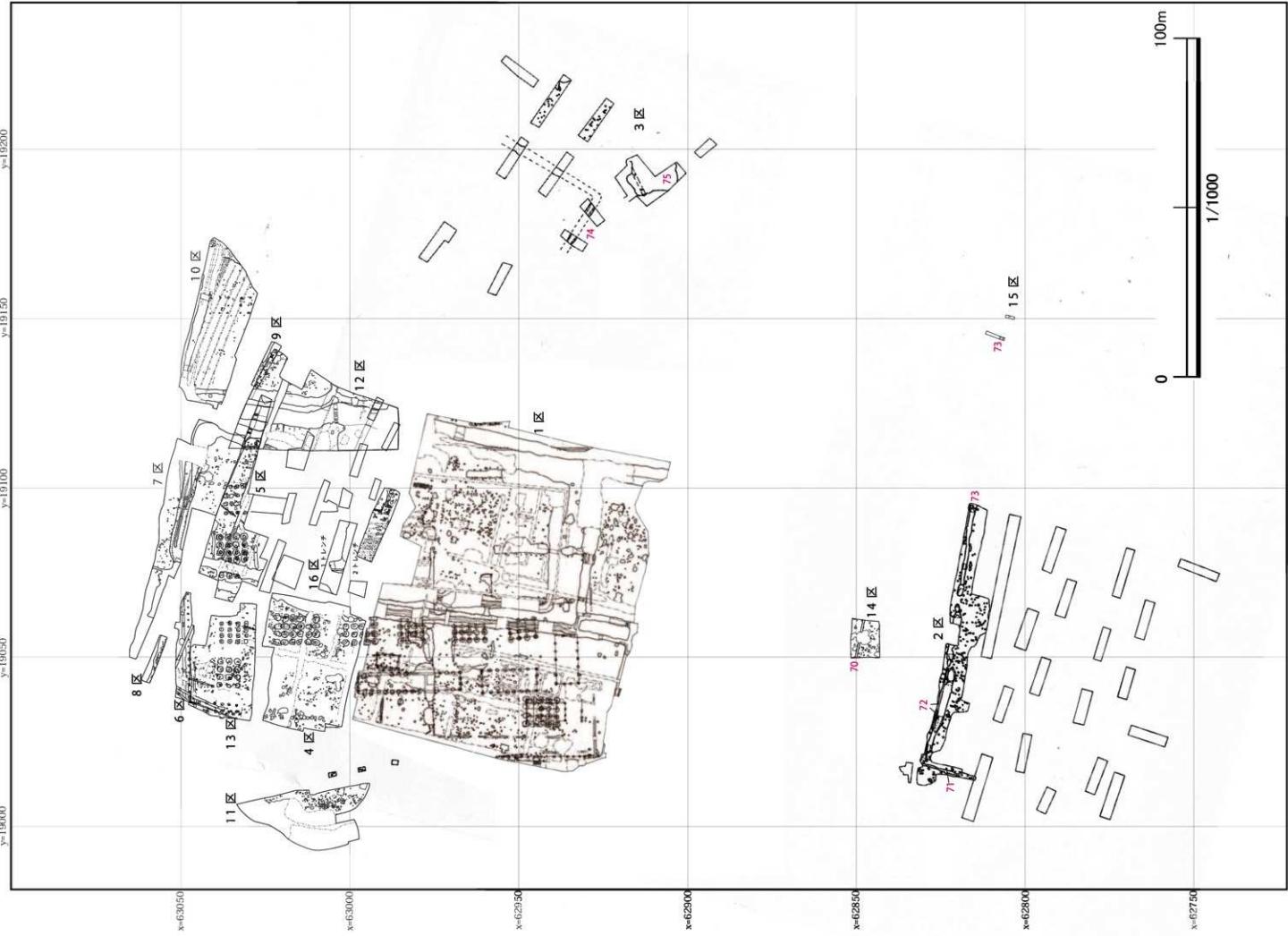
表2 長者屋敷官衙遺跡調査歴

| 次 年度 | 面積 (m ²) | 主な遺構 | 調査区 |
|-----------|----------------------|--|------------|
| 1 平成7年度 | 8,000 | SB-1~11、区画施設(溝状・柵状) | 1区 |
| 2 平成8年度 | 5,000 | 南限の溝(SD-73) | 2区 |
| 3 平成12年度 | 3,300 | 不整形大型土坑(SX-75) | 3区 |
| 4 平成19年度 | 500 | SB-5bの続き、SB-12b | 4区 |
| 5 平成20年度 | 350 | SB-13c(礎石建物)、14b、北限の溝(SD-34)、東限の溝(SD-43) | 5・6区 |
| 6 平成21年度 | 1,280 | 北限の溝の続き | 7区 |
| 7 平成22年度 | 85.5 | 中世遺構 | 8・9区 |
| 8 平成23年度 | 464 | 古代建物2棟(SB-19・20) | 10区 |
| 9 平成24年度 | 1,600 | 古墳時代中期竪穴建物2軒(SH-51・52) | 11・12区 |
| 10 平成25年度 | 400 | SB-15b・16・17・18、区画施設(溝状) 南限の溝の続き | 13区 14区 |
| 11 平成26年度 | 230 | 中世遺構 | 15区 |



第2図 長者屋敷官衙遺跡 史跡指定地内・周辺遺構分布図 (S=1/600)

第3図 長者屋敷官衙遺跡 史跡指定地外遺構分布図 (S=1/1,000)



2 新旧遺構の対応について

11次にわたって発掘調査を行ってきた中で年次ごと、遺構の性格ごとに遺構番号をつけてきたため、本報告にあたって遺構番号を通し番号で付け直すこととした。下表に新旧の対応を示す。

表3 新旧遺構対応表

| 新遺構番号 | 旧遺構番号 | 掲載報告書 | 新遺構番号 | 旧遺構番号 | 掲載報告書 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| SB 1 | SB 1b | ① | 39 | SD 5 | ① |
| 2 | 1a+2 | ① | 40 | 6 | ① |
| 3 | 3 | ① | 41 | 10 | ① |
| 4 | 4 | ① | 42 | 7 | ① |
| 5 | 5 | ① | 43 | 8 | ① |
| 6 | 6 | ① | 44 | 11 | ① |
| 7 | 7 | ① | 45 | 1・27 | ①・⑥ |
| 8 | 8 | ① | 46 | 2・26 | ①・⑥ |
| 9 | 9 | ① | 47 | 28 | ⑥ |
| 10 | 10 | ① | 48 | 16 | ② |
| 11 | 11 | ① | 49 | 17 | ② |
| 12 | 12 | ② | 50 | 18 | ② |
| 13 | 13 | ② | SH 51 | 住居 | 2 |
| 14 | 14 | ② | 52 | 住居 | 1 |
| 15 | | | SX 53 | SX 2 | ① |
| 16 | | | 54 | 1 | ① |
| 17 | | | 55 | 3 | ① |
| 18 | | | 56 | 17 | ① |
| 19 | SB 1 | ⑤ | 57 | 4 | ① |
| 20 | 2 | ⑤ | 58 | 5 | ① |
| 21 | | ⑤ | 59 | 12 | ① |
| 22 | | | 60 | 13 | ① |
| SA 23 | SA 8 | ② | 61 | 6 | ① |
| 24 | | | 62 | 8 | ① |
| 25 | | | 63 | 7 | ① |
| 26 | | | 64 | 9 | ① |
| 27 | SA 7 | ② | 65 | 20 | ① |
| 28 | 3 | ① | SK 66 | SK 1 | ① |
| 29 | 2 | ① | SX 67 | SX 3 | ① |
| 30 | 1 | ① | 68 | 2 | ① |
| 31 | 5 | ① | 69 | 11 | ① |
| 32 | 6 | ① | SD 70 | SD 1 | ⑦ |
| 33 | 4 | ① | 71 | 13 | ① |
| SD 34 | SD 19 | ② | 72 | 14 | ① |
| 35 | | | 73 | 12 | ① |
| 36 | 4 | ① | SD 74 | SD 15 | ① |
| 37 | 3 | ① | SX 75 | SX 21 | ① |
| 38 | 9 | ① | | | |

SA=柵 SB=建物 SD=溝 SH=堅穴住居 SK=土坑 SX=性格不明遺構

- ①中津市文化財調査報告書第26集 2001年3月31日
- ②市内遺跡発掘調査概報2 中津市文化財調査報告書第47集 2008年度 2009年3月31日
- ③市内遺跡発掘調査概報3 中津市文化財調査報告書第51集 2009年度 2010年3月31日
- ④市内遺跡発掘調査概報4 中津市文化財調査報告書第54集 2010年度 2011年3月31日
- ⑤市内遺跡発掘調査概報5 中津市文化財調査報告書第56集 2011年度 2012年3月31日
- ⑥市内遺跡発掘調査概報6 中津市文化財調査報告書第63集 2012年度 2013年3月31日
- ⑦市内遺跡発掘調査概報7 中津市文化財調査報告書第70集 2013年度 2014年3月20日

第4章 調査成果

1 指定地内の調査

平成19年度に入つて平成7年度調査区の北側に残つていた市営住宅の取り壊しが行われ、敷地の北半部分についても都衛正倉群の広がりを確認するために調査を行つた。建替えが確認された建物がほとんどであるため、建替えの順番をa→b→cとし、検出された建物の後ろにアルファベット表記をした。建替えが認められないものは表記していない。

(1) 正倉建物

SB- 5 b (第4図)

平成7年度に確認されていた遺構の延長部分を確認した。南北方向の総柱建物列に連なる位置にあり、自身も南北に長い建物である。主軸は真北から1°西に振れる。南に位置するSB- 6bとは柱の芯々距離で8mの距離にある。

SB- 5bは、柱穴の東辺が中世の堀で削平されている。また、2回に分割して調査を行つたためか、平成7年度の図面と整合しない。来年度、早急に確認調査を実施する予定である。そのため正確な規模は不明と言わざるを得ないが、3間×3間に復元されるであろう。柱掘方直径は約1.5～2.0m、柱痕跡の直径は約0.6～0.8mである。柱痕跡から推定される建物規模は7.2×7.2mで、復元床面積は51.84m²である。柱掘方の平面形は不整形である。平成7年度調査区では、Pit 3の柱掘方に切り合いが観察でき、断面観察によって少なくとも一度は建て替えられたことが分かっている。また、Pit 2の柱痕跡からは、切断されたと考えられる炭化材が出土している。これは火事後、焼けた柱を根元で切断したことと示すと考えている。切断した炭化部分が、地中の柱が腐った後に中に落ち込んだものと思われる。また、Pit 5は柱を南側に倒して抜き取った跡が確認されている。柱掘方の埋土は混ざりけのないきめの細かい黒色土、建て替え後の建物は地山の黄褐色土を含む黒褐色土である。この埋土の違いは、他の切り合いのある掘立柱建物でも共通して確認されている。柱痕跡の埋土には、炭化材・炭化米が多く含まれている。

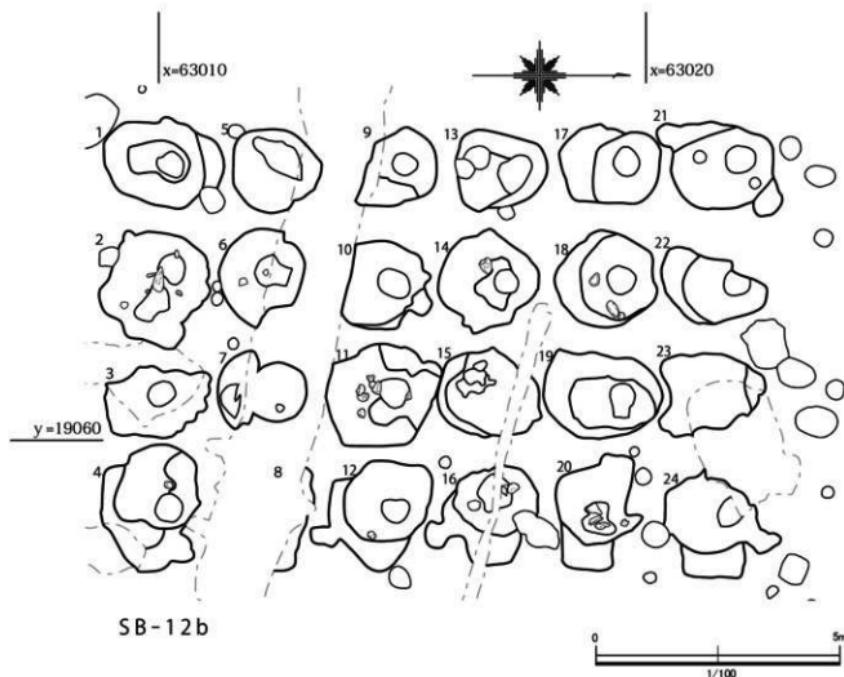
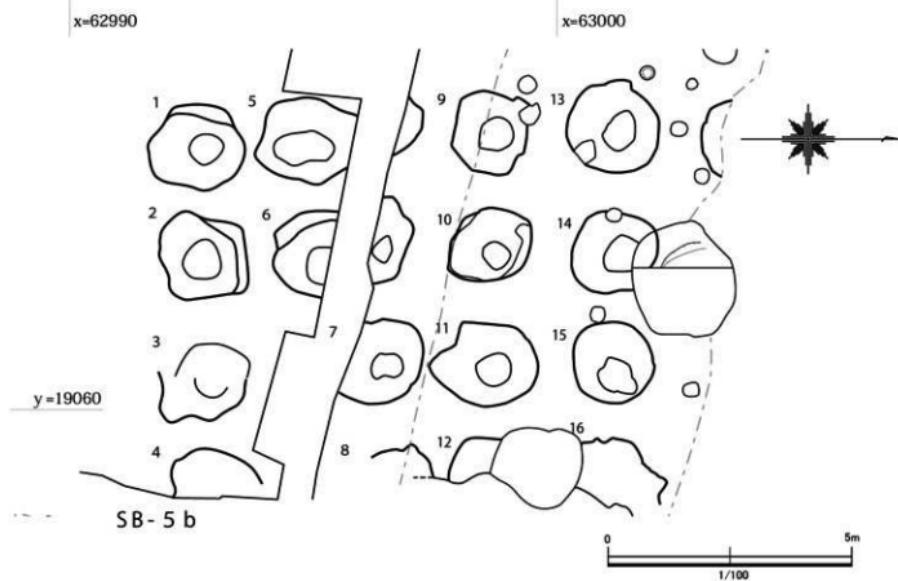
遺物 (第25図) : 1・2が表面の精査で出土している。

SB-12 b (第4図)

SB- 5bの北側に隣接する総柱建物で、SB- 5bとの距離は9mを測る。これまで確認した総柱建物の中で最大級の規模である。南北方向に長い建物で主軸は真北0°である。部分的なカクランを受けているが、ほぼ全形が分かる形で確認することができた。

平面規模は5間×3間、柱掘方の直径は約1.5～2.4m、柱痕跡の直径は約0.5～0.7mである。柱痕跡から復元される建物規模は11.7×7.2m、復元床面積は84.24m²である。

柱掘方の平面形には切り合いが観察できる。Pit20、24では一辺1～1.2mの方形プランと一辺1.5～2mの不整形プランが重複し、不整形プランが新しい掘方である。過去調査で



第4図 SB-5 b・12 b 遺構平面図 (S=1/100)

確認した建物と同様に、新しい柱掘方の埋土には炭化物が多く混ざる。また、Pit 2、11、20などの検出面に、拳大の円礫が数個確認されている。

遺物（第25図）：3～6が出土している。

SB-13c（第5・6図）

長者屋敷官衙遺跡で確認された建物跡の中で唯一、礎石を持つ建物である。東西に長い総柱建物で主軸は真北から1°西に振れる。現地表面から礎石までの深さが0.1m程度と浅かったため、最初に検出した礎石は重機の爪がかかつってしまった。建物は、八並城の堀と近代の溝に切られ、確認できた柱掘方は19基である。このうち、礎石が見つかったのは13基、現位置を保った礎石は11基である。

建物の平面規模は3間×5間、礎石は埋め戻された柱掘方の中心に据わって検出された。礎石から復元される建物規模は11.7×7.2m、復元床面積は84.24m²である。礎石の大きさは0.7～1.5mである。Pit10の礎石は最大径約1mで、石の表面には丸い痕跡を確認できた。柱があたった痕跡であろうと考えられる。推定される柱の直径は0.5～0.6mである。Pit10・11・12・13・14・15・20・21・22には、礎石を据えるときの小さな浅い掘込みを確認している。Pit16は根固めに小さな石が使用され、Pit14・12の根固めは比較的大きな石が使用されている。

柱掘方の直径は約1.5～2.4m、平面観察により柱掘方には切り合いが認められる。また、断面観察からは掘立柱の柱抜取痕が確認されている。このことから、SB-13cは、掘立柱建物→掘立柱建物→礎石建物といった建て替えがあったと考えられる。

SB-13cの北側と南側には溝が平行していた。北溝と南溝である。北溝の中心はSB-13cの柱痕跡から約2mの距離にある。幅約0.7m、深さ0.3～0.7mで壁面はややオーバーハングする。西側で途切れ、小さな土坑が連続する形になっている。

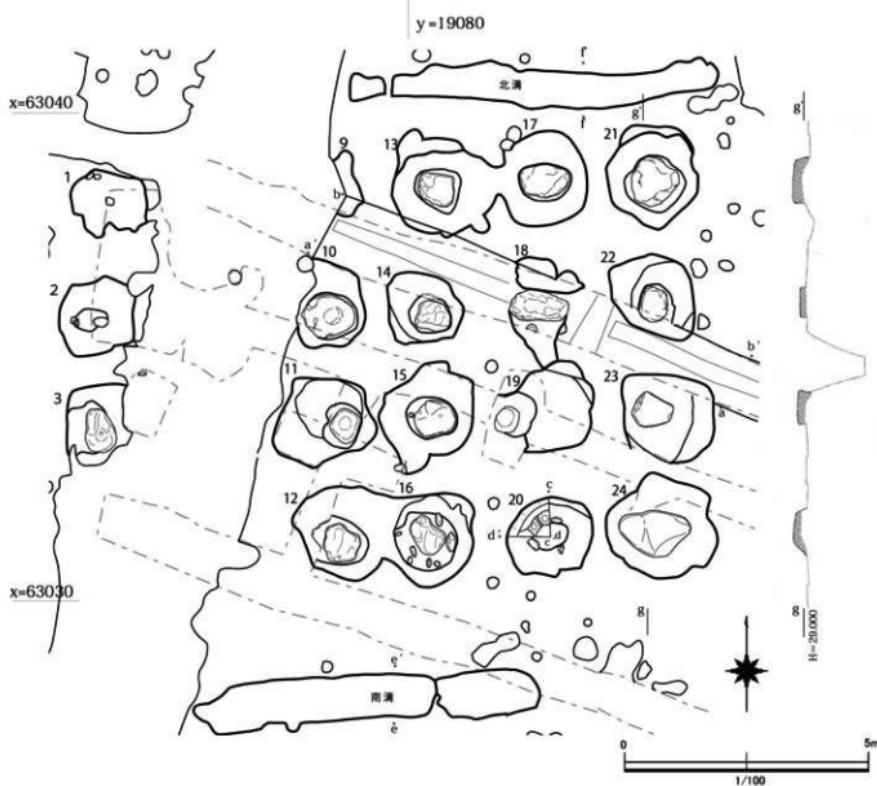
南溝の中心はSB-13cの柱痕跡から約3.2mの距離にあり、幅約0.8～1m、深さ約0.7～0.9mで、こちらも壁面はややオーバーハングし南側に小さな土坑が連続する。この2条の溝はSB-13cと関連する遺構であると考えられ、当初は、屋根の雨落ち溝と考えていたが、版築状の堆積状況であることから、何かを埋設した布堀状の掘方である可能性も考えられる。

遺物（第25図）：柱掘方から7・8が、南溝から9～11が、北溝から12が出土している。

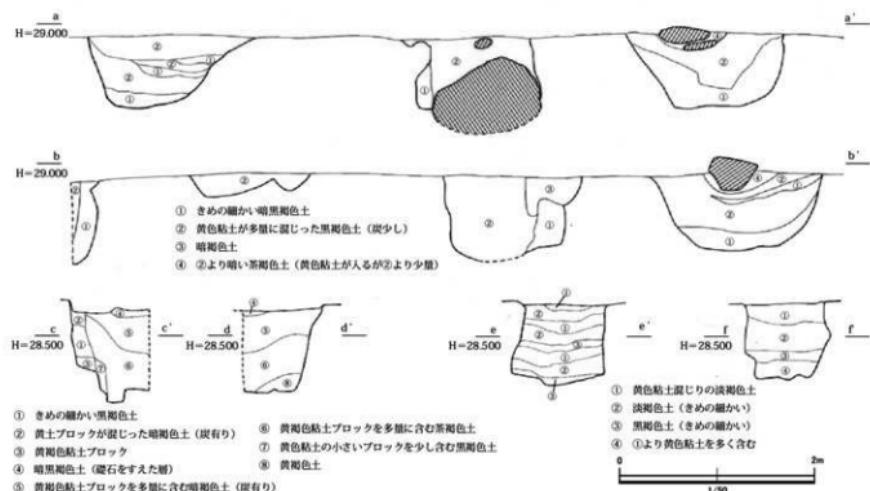
SB-14b（第7図）

SB-13cの東側に位置する総柱建物で、SB-13cとの距離は7mを測る。SB-13cとは南辺の柱痕跡が同じ線上に並ぶ。主軸方向は真北から1°西に振れる。近代の溝に一部が切られる。

平面規模は3間×3間、建物規模は5.7×7.8m、柱掘方の直径は一辺約0.9mの隅丸方形で柱痕跡は直径0.35～0.4mである。柱痕跡から推定される床面積は44.46m²となる。柱掘方の切り合いから、一度は建て替えられていることがわかる。



第5図 SB-13c 遺構平面図・エレベーション図 ($S=1/100$)



第6図 SB-13c 遺構断面図 ($S=1/50$)

SB-15 b (第8図)

東西棟の総柱建物で、SB-16の西側に位置する。SB-16との距離は約6mを測る。主軸方向は真北から4°東に振れる。一部がカクランに切られる。これまで確認している総柱建物の中では最小の床面積となる。

平面規模は2間×3間、建物規模は $5.1 \times 6.9\text{ m}$ 、柱掘方の平面形は一辺約1～1.8mの不整円形及び不整形で、断面から推定される柱の直径は約0.5mである。柱抜取から推定する床面積は、 35.19 m^2 である。

柱掘方の平面形に切り合いが見え、少なくとも一度は建て替えられている。Pit 9・10には一辺 $0.8 \sim 1\text{ m}$ の方形の柱掘方が、不整形の柱掘方に切られているのが観察できた。最初の掘方埋土はきめの細かい黒色土である。掘り直しの埋土は黒褐色土に地山のブロックを多く含み、炭化材・炭化米を多く含む。断面を確認したPit 1・6でも、掘方の切り合いが確認され、柱は抜き取られている。抜き取り痕にも炭化米が入る。

遺物（第25図）：柱掘方から13が出土している。

SB-16 (第9図)

SB-12 b の北側8.8mに位置する南北棟の総柱建物である。西辺の柱列がSB-12 b の西辺柱列と同一線上にある。SB-13 c との距離は14mである。主軸方向は真北から1°西に振れる。一部カクランに切られる。

平面規模は3間×3間、建物規模は $7.2 \times 5.1\text{ m}$ 、柱掘方の平面形は一辺約1mの隅丸方形及び直径約1～1.2mの円形である。断面から推定される柱の直径は約0.3～0.5mである。柱痕跡から推定される床面積は、 36.72 m^2 である。

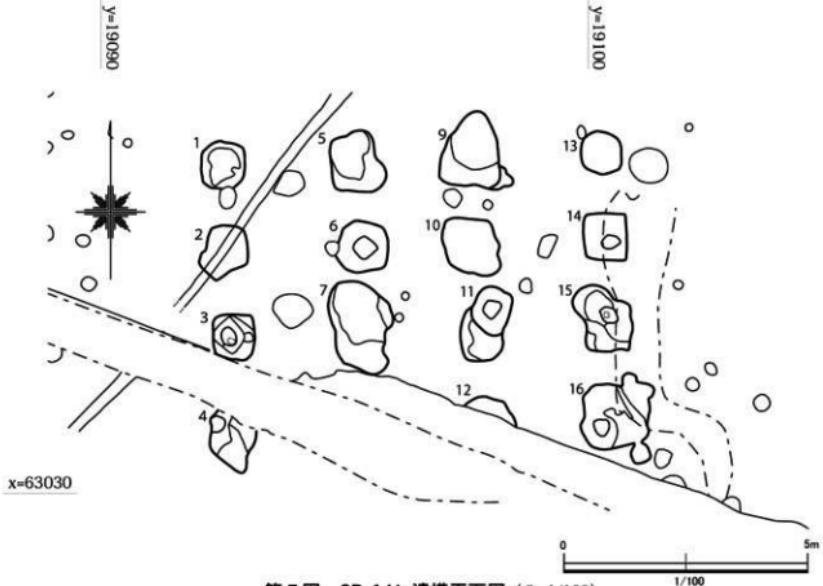
Pit 16の柱掘方は長方形を呈する。このことから柱掘方の掘削時に先ず、柱列を布壙状に掘削し、さらに個々の柱掘方を掘り下げていった可能性が考えられる。断面形を確認したPit 3・7では掘方の切り合いは認められなかった。Pit 3では掘方の埋土はきめの細かい黒色土と地山由来の黄褐色土の互層の堆積が認められ、炭化米は確認していない。柱痕跡は暗褐色土で炭化米が出土している。Pit 7では掘方上層に暗褐色土と地山ブロックが混ざったものが堆積する。柱痕跡は暗褐色土である。Pit 7の柱痕跡からは炭化物とスサ入りの粘土の破片が少量出土している。土壁か、屋根材に使われたものと考えられる。

Pit 9・12の柱痕跡に重なって扁平な河原石が出土している。第9図では、柱痕跡に重なる破線でしか図化できていないが、写真図版8を見てもらいたい。平面での観察にとどまったが、柱が立ち腐れした後に柱穴に落ち込んできたものであろうか。

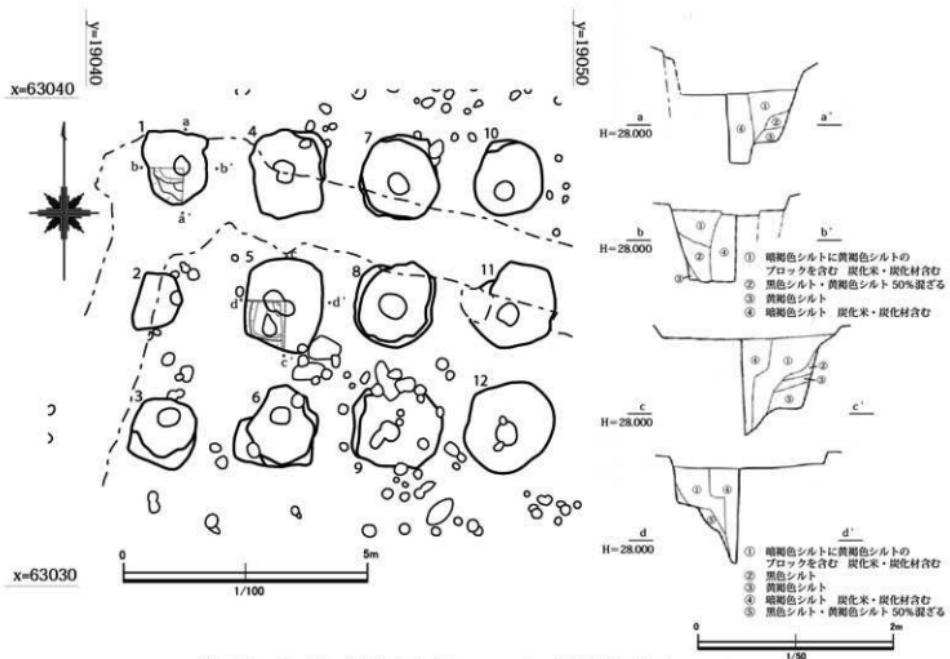
遺物（第25図）：14・15が柱痕跡から出土している。

SB-17 (第10図)

SB-15bの西側に位置する総柱建物である。主軸方向は真北から1°西に振れる。調査区外に延びるため、平面規模等詳細は不明である。検出した当初はSB-18と一連の建物で柱掘方の規模から廁付の側柱建物として考えていた。しかし、図面作成してみると柱筋が通らないことが分かり、さらに調査区西壁側が崩落により広がり新たに柱穴列が加わったこ



第7図 SB-14 b 遺構平面図 (S=1/100)



第8図 SB-15 b 遺構平面図 (S=1/100)・遺構断面図 (S=1/50)

とから、2棟に分離する方が妥当であると考えた。柱掘方の平面形は不整方形から不整円形であり、直径約0.7～0.8mである。平面で確認した柱痕跡の直径は0.2mである。掘方の埋土は黒色土と黄褐色土の混ざった状態、柱痕跡の埋土は暗褐色土である。炭化米は確認していない。

遺物（第25図）：16か柱掘方から出土している。

SB-18（第10図）

SB-17の南側に位置する総柱建物で、SB-17との距離は6mである。主軸方向は真北から3°西に振れる。調査区外に延びるため平面規模等詳細は不明であるが、2間×2間分の柱穴を確認している。柱掘方は隅丸方形で、検出面からの深さ0.3～0.4mを測る。埋土はPit 5で黒色土に黄褐色土のブロックが混ざる。Pit 6は黒色土と黄褐色土の互層である。炭化米は確認していない。柱痕跡は暗褐色土に細かい黄褐色土のブロックが混ざる堆積である。炭化米は確認していない。

（2）区画施設

SA-23（第13図）

SD-34に並行する17基の柱穴列。直径約0.5m、検出面からの深さ約0.4mの柱穴が1.8～1.9mの間隔で並ぶ。主軸方向は水平から0.5°北に傾く。平成7年度調査区のSD-41に並行するSA-30と大きさ、柱間とも同じである。SD-34と同時期か近い時期に正倉院の北を区画していた施設と考えられるが、6区以外では確認していない。

SA-24（第13図）

SD-35と並行する柱列で、一連の遺構と考えている。柱穴間は約3mで、5基を確認している。柱掘方は直径約0.25m、柱痕跡は直径約0.1mである。主軸は水平方向から1°北に傾く。平面検出で柱痕を確認したのはPit 1～3で、Pit 1を半裁して堆積状況を確認した。検出面からの深さは約0.15mと浅く、柱が抜き取られたかどうかの判別はできなかつた。堆積は、柱痕跡が暗褐色土で柱掘方は黒褐色土と黄褐色土である。炭化米はPit 3～5で確認している。

SA-25（第10図）

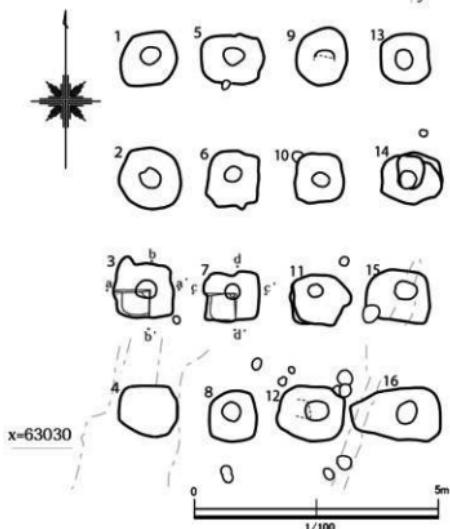
SB-18と重複する柱列で、検出時はSA-27の延長になる可能性を考えていたが、図化してみると少し柱筋がずれることが分かった。柱間距離は約2.2m、平面形は直径0.4～0.6mの不整円形である。主軸方向は2°西に傾く。平面観察では暗褐色土に黄褐色土ブロックが混じる堆積である。

SA-26（第10図）

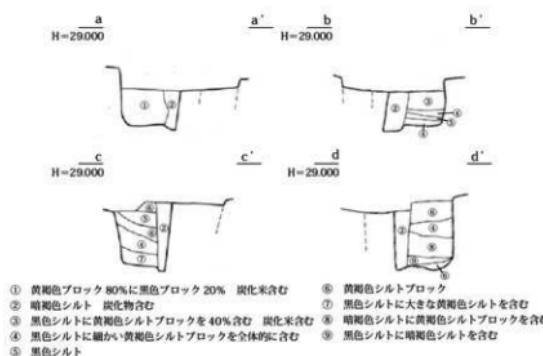
SB-18と重複する柱列で、柱間距離は約2m、平面形は直径0.5～0.7mの不整円形である。平面観察ではPit 2・3で柱掘方に切り合いが見え、暗褐色土と黄褐色土ブロック混じ

x=63040

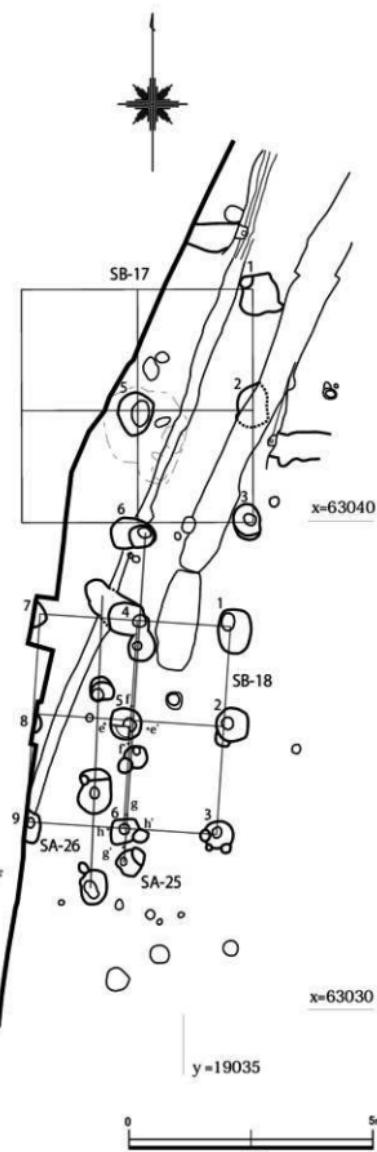
y=19060



第9図 SB-16遺構平面図 (S=1/100)



- ① 黄褐色ブロック 80%に黒色ブロック 20% 岩化未含む
 ② 喀斯特シルト 岩化物合む
 ③ 黒色シルトに黄褐色シルトブロックを 40% 含む 岩化未含む
 ④ 黒色シルトに細かい黄褐色シルトブロックを全体的に含む
 ⑤ 黒色シルト
 ⑥ 黄褐色シルトブロック
 ⑦ 黒色シルトに大きな黄褐色シルトブロックを含む
 ⑧ 喀斯特シルトに黄褐色シルトブロックを含む
 ⑨ 黒色シルトに黄褐色シルトブロックを含む



第10図 SB-17・18、SA-25・26遺構平面図 (S=1/100)

第11図 SB-16・18遺構断面図 (S=1/50)

りの柱掘方が黒色土の堆積を切っているのが観察できた。

SA-27 (第12図)

4区の西端で確認した柱穴列である。主軸方向は真北から1°西に傾く。掘方は直径0.75～0.9mで、直線上に9基の柱穴が並ぶが、柱穴間の距離は3～3.7mと規則性に乏しい。これまでに確認している柵や溝状遺構の延長上には位置せず、4区の南北に位置する調査区内にも延長はない。平面で検出したのみで詳細は不明であるが、柵として報告する。

SD-34 (第13図)

調査区の北西隅に東西に延びる溝。幅約1m、検出面からの深さ約0.45mで東西方向に約33m確認されている。途中を八並城の堀に切られるが7区でも確認している。断面の観察では、一度埋まったあと、掘り直されているのが確認できる。最初の掘込みは逆台形・U字形を呈し、検出面から0.45～0.5mの深さできめの細かい黒色土が堆積する。溝底面の標高は28.400m程度である。掘り直しは幅約0.7m、深さ0.2mで掘削されており、埋土は地山ブロックを含む暗褐色土でしまりがある。

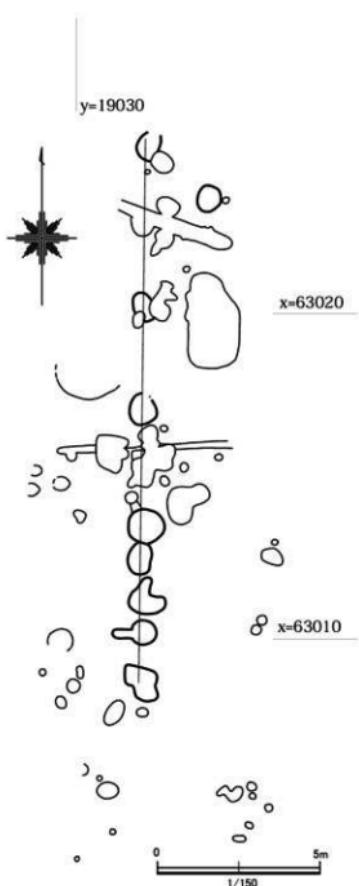
SD-35 (第13図)

13区の北端で検出した東西方向に延びる溝で、幅約0.4m、検出面からの深さ約0.3～0.5mを測る。延長は13.5mを確認でき、東側は地下げによって残りが悪い。SD-34の3m南側に位置する。

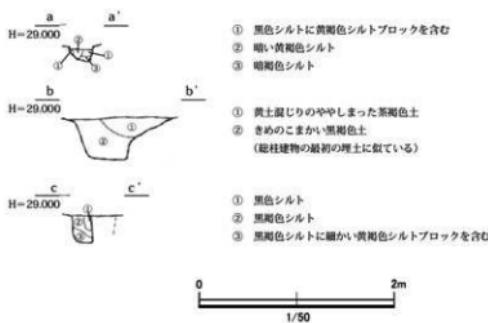
平面形は不整形で、溝を掘ったというよりは長楕円形の土坑を連続させて掘ったといつた形である。並行するSA-24と一連の遺構と考え、柵として復元されると考えた。そのため一部を掘り下げて底面及び堆積状況を確認した。底面には、SD-49と重複する部分で小穴状の掘りこみが2つ確認された。そこから5.5m東にいった場所でも掘り下げ、0.3m下げたところで底面を確認したが部分的に凹凸がみられた。植物の根が入り込んでいる部分であり、そのカクランを受けていると判断したので凹凸部分は掘り下げていない。断面は直に壁が立ち上がる形である。堆積状況は根のカクランを考慮すべきであるが、底面に細かい地山ブロックが多く混ざる黒褐色土が堆積し、その上に黒褐色土、きめの細かい黒色土が堆積する。炭化米は確認していない。杭や板を埋設し、埋め戻した状況とは考えにくい堆積であった。

SD-43 (第2図)

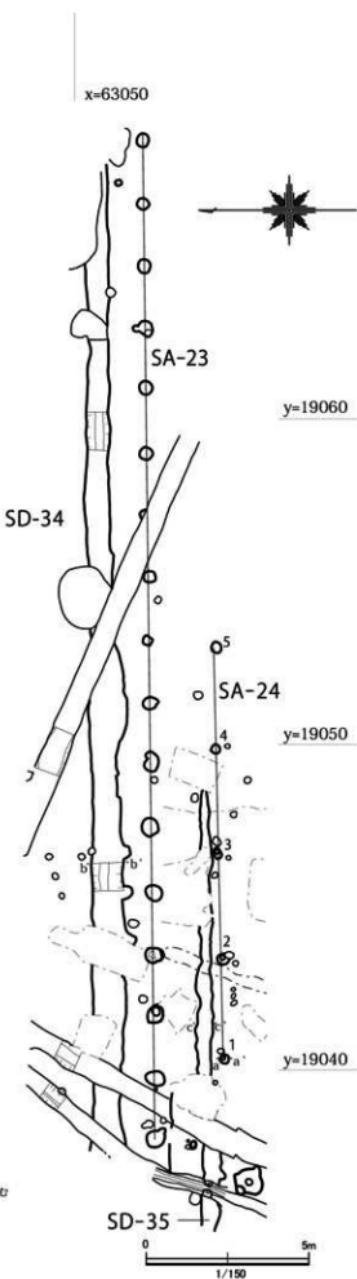
5区SB-14 bの東、12mの距離に検出した溝状遺構。12区に一部延長する。幅約0.3～0.4m、検出面からの深さ約0.15mの細い溝である。平面で確認した埋土は黒色土である。平成7年度に1区で検出されたSD-43の延長上にあたり、正倉院の東を限る区画施設と考えられる。



第12図 SA-27遺構平面図 (S=1/150)



第14図 SA-23、SD-34・35遺構平面図 (S=1/50)



第13図 SA-23・24、SD-34・35
遺構平面図 (S=1/150)

(3) 古代以降の遺構

SB-21 (7区 第15図)

SB-14bの東側に位置する側柱建物で、図上復元である。主軸方向は真北から10°西に振れる。主軸・埋土から中世の遺構と判断した。西側の柱穴は検出されていない。

SB-22 (15区2トレンチ 第16図)

埋土が灰色から暗灰色の粘質土であることから、古代以降の建物であると判断した。主軸方向は水平から17°南へ傾く。調査区外へ延びるため、平面規模は不明である。

八並城堀 (SD-45・46・47) (第17図)

平成7年度の調査で確認された八並城堀の延長を平成19年度以後ほぼ全ての調査区で確認している。

SD-45・46は平成7年度調査区のSD-1・2の延長である。SD-45・46は八並城の二重の堀で、堀に囲われた中は八並城の主郭部分であると考えられている。12区で土層堆積状況を確認した。SD-45の断面形は二段掘りである。幅約4.5～5m、検出面からの深さは約1.8mである。SD-47も八並城の堀である。平面検出ではSD-45に切られる。断面形が台形を呈し、検出面からの深さは約1m、幅約5mである。

SD-45の最終堆積は灰褐色砂質土で、近現代の遺物を伴うことから戦前の更地化に伴う堆積と考えている。12区では、トレンチ南半を広範囲に覆う状況であった。

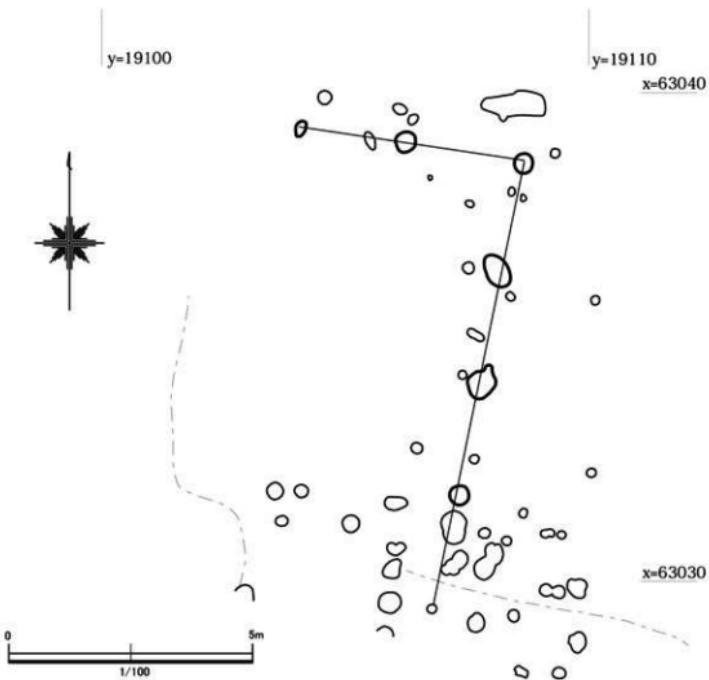
8区・15区1トレンチで平面検出している、大きな掘込みも八並城の堀と思われる。

遺物(第25図)：17～21、33～35がサブトレンチから出土している。

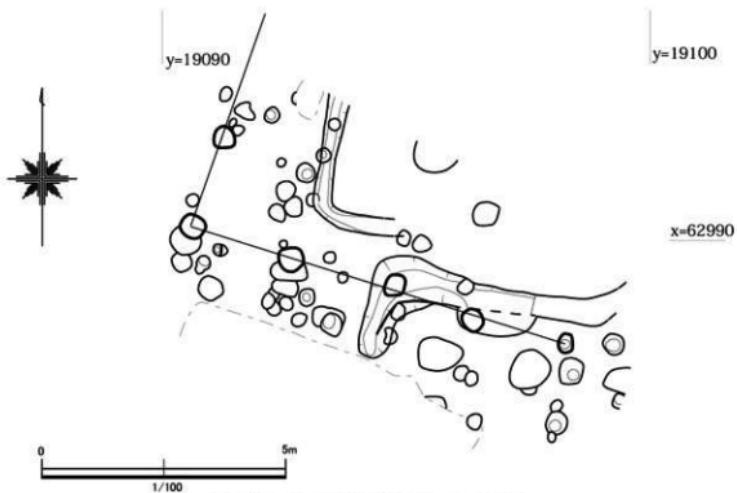
SD-48・49・50 (第2図)

SD-48・49は、6、13区で確認している。SD-48は検出面からの深さは約0.15mで断面形は逆台形を呈する。埋土は黄褐色土～暗褐色土である。SD-49は検出面からの深さは0.3m、断面形はV字形で埋土は黄褐色土～暗褐色土である。SD-50は5、6、12区で確認している。幅約0.6m、深さは検出面から0.7mを測り、断面形はU字形を呈する。

遺物(第25図)：24が、SD-49がSB-17と切り合う部分で出土している。



第15図 SB-21遺構平面図 (S=1/100)



第16図 SB-22遺構平面図 (S=1/100)

2 指定地外の調査

SB-19 (第19図)

正倉院外で検出された側柱建物である。北側が八重城の堀に切られる。主軸方向が真北で古代の建物群と近い角度に振れるため、古代の遺構と考えている。柱掘方の平面形は円形で、直径約0.45mである。柱痕跡・抜き取りは確認していない。南北に長い建物であると考えられ、2間以上×2間の平面規模であると推測している。炭化米は確認していない。

SB-20 (第19図)

SB-19の南側で検出された側柱建物である。SB-19との距離は3.8mである。主軸方向は真北である。平面形は円形の柱掘方で直径0.5mである。断面を確認したPit 1は、検出面からの深さは0.3mを測り、柱抜取痕が確認されている。柱痕跡の埋土はやや硬い黄褐色土に黒褐色土のブロックが混じる堆積で、柱抜取穴はやや硬い黒褐色土が堆積する。炭化米は出土していない。

SH-51 (第21図)

古墳時代中期の竪穴住居である。一部が調査区外に延長するので正確な規模は分からぬが、2.3(復元)×1.8mの長方形に復元されるであろう。主軸方向は12°東に振れる。埋土は黒褐色土で、検出面から床面までの深さは2～5cmであった。大幅に削平を受けているが、幅約15cmの壁溝が確認できた。

遺物 (第25図) : 26が床面から出土している。

SH-52 (第21図)

古墳時代中期の竪穴住居である。SH-51同様に一部が調査区外に延長するため、詳細は不明であるが、長軸2m以上×2m程の規模になるであろう。埋土は黒褐色土で、検出面から床面までの深さは20～30cmである。床面には幅15cmの壁溝を確認している。

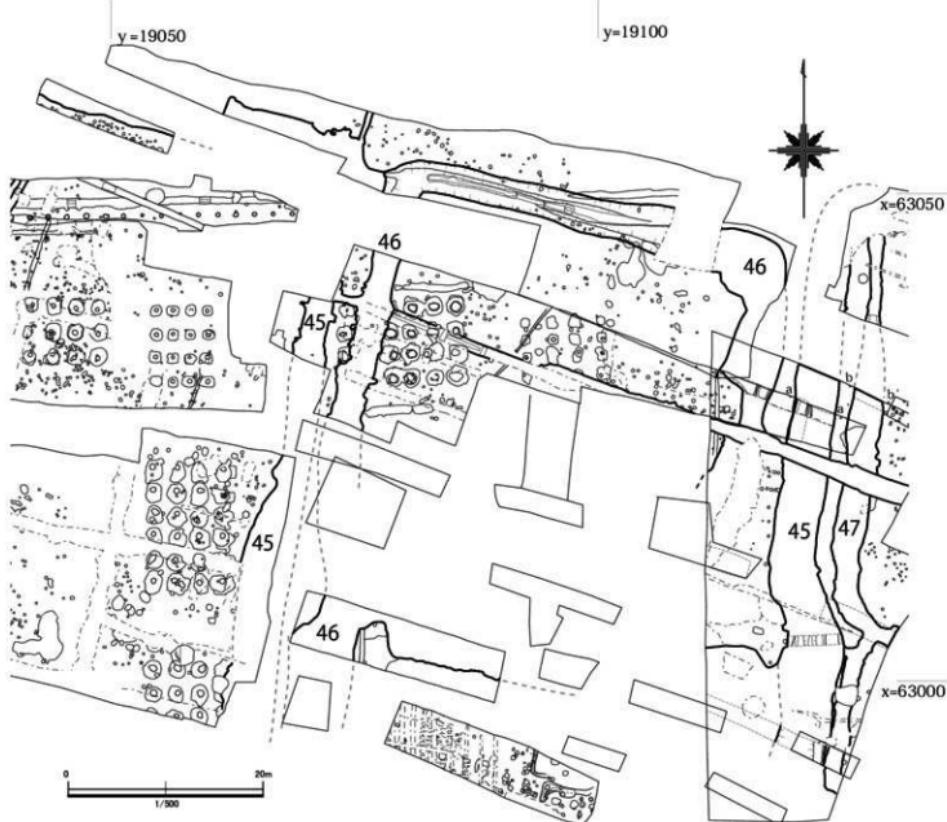
遺物 (第25図) : 27・28が床面から出土している。

SD-70 (第22図)

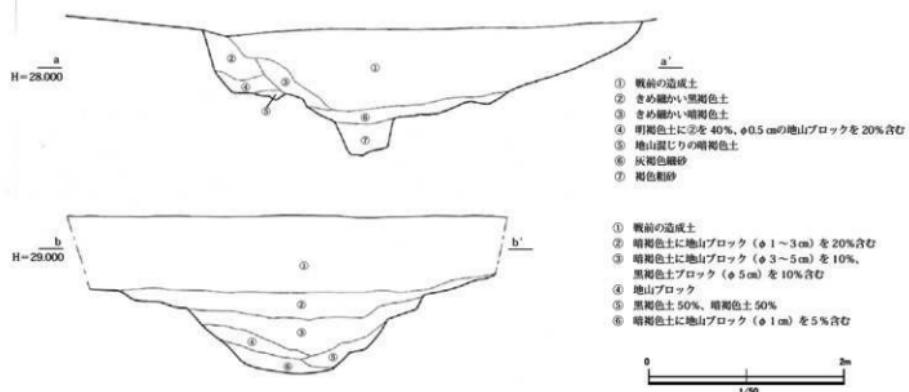
平成8年度調査で検出されている、遺跡南限の溝SD-73に並行する溝である。SD-73の北側に位置し、両者の距離は27mである。埋土は灰褐色土で炭化米が出土している。

SD-73 (第24図)

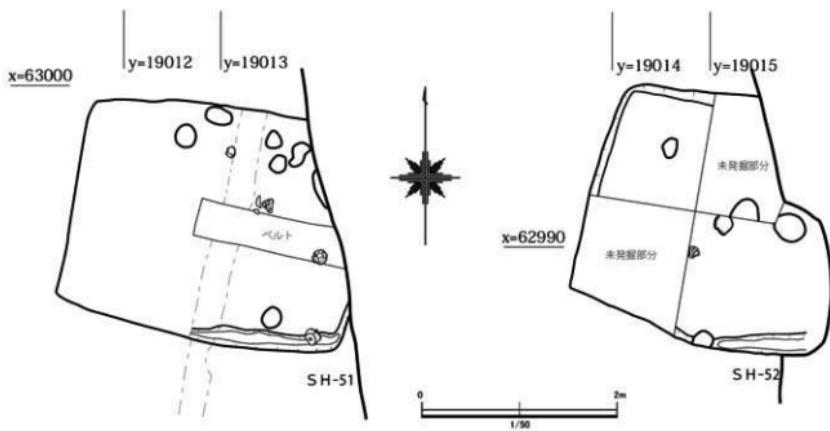
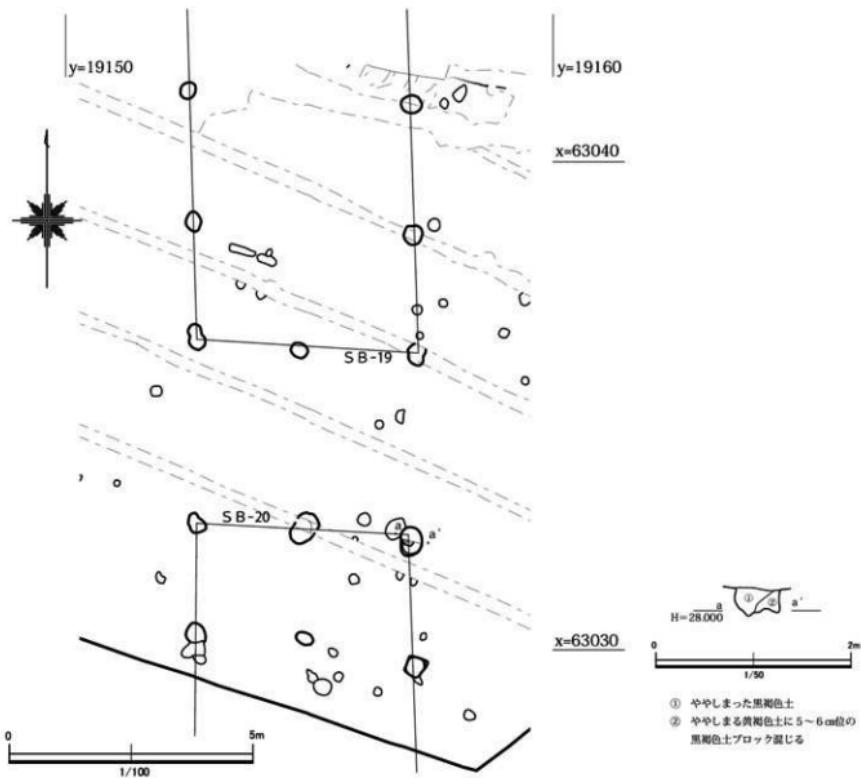
南限の溝SD-73の延長と考えられる溝。一部を掘削したが堆積は0.15mほど残るのみであった。底面のレベルは29.620mで、平成8年度に2区で検出されているSD-73の底面のレベルは29.800～29.300mを測る。埋土は黒褐色土に灰色シルトが混ざる堆積である。

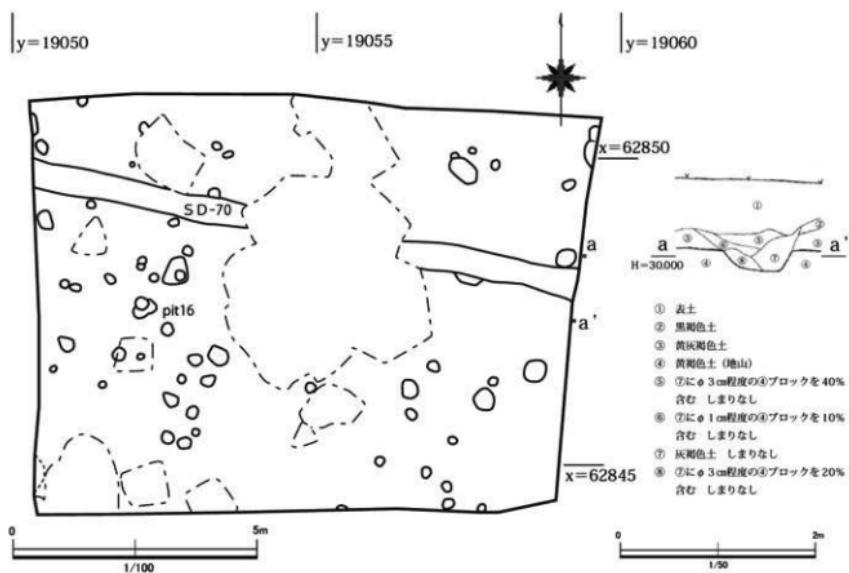


第17図 八並城堀跡 (SD-45・46・47) 遺構平面図 (S=1/500)



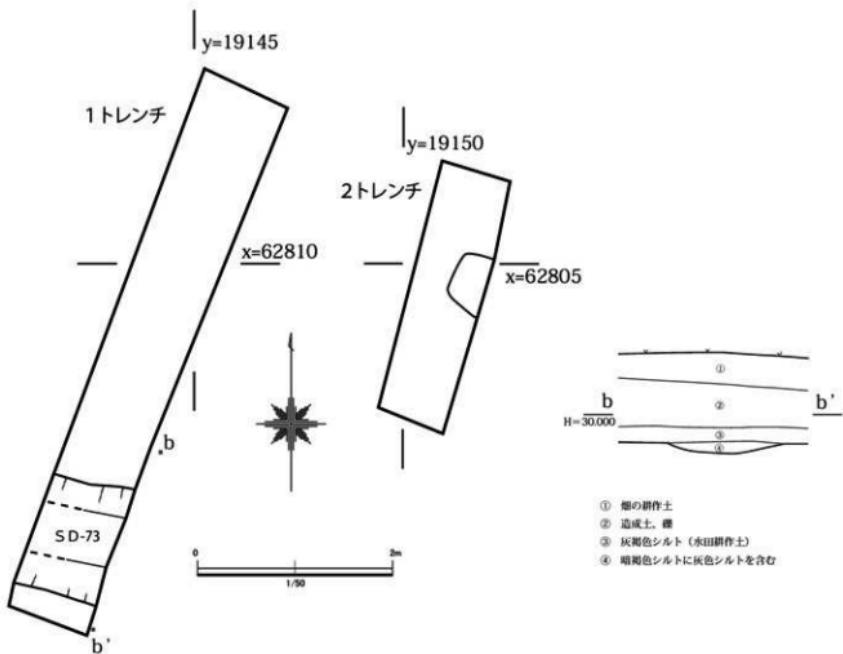
第18図 八並城堀跡遺構断面図 (S=1/500)





第22図 14区遺構平面図 ($S=1/100$)

第23図 SD-70遺構断面図 ($S=1/50$)



第24図 15区トレンチ平面図・SD-73断面図 ($S=1/50$)

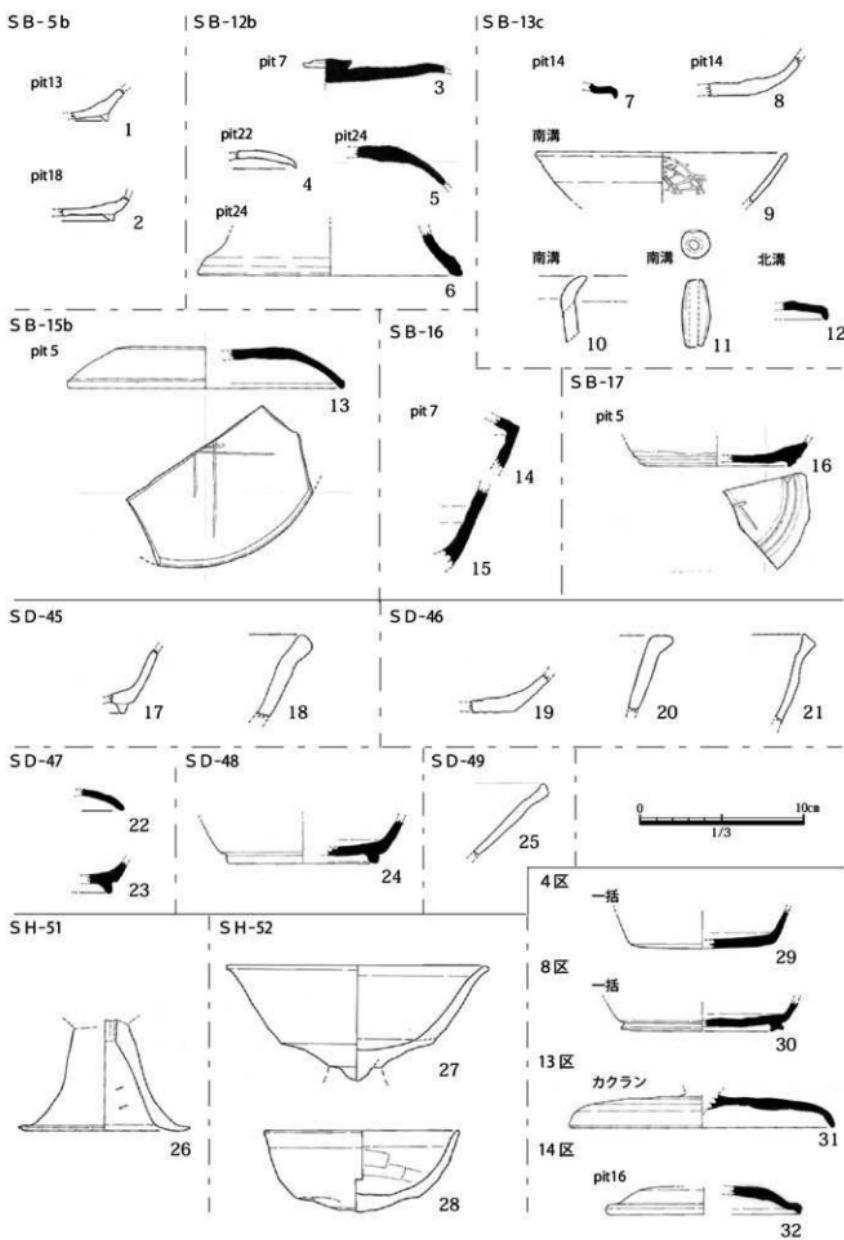
3 出土遺物

(1) 土器

1：土師器碗破片 丁寧なナデ調整を施す。 2：土師器碗破片 器面は摩滅が著しい。須恵器の生焼けか。 3：須恵器蓋破片 頂部外面はヘラ切り後ナデ調整を施す。 4：須恵器蓋破片 色調は褐色で丁寧なナデ調整を施す。 5：須恵器蓋破片 頂部外面はヘラケズリ調整を施す。形態から8世紀初頭と考える。 6：須恵器脚部 瓶類の脚部か。復元径15.6cm。 7：須恵器蓋破片 端部の形態から8世紀後半と考える。 8：土師器碗 ナデ調整を施す。高台が剥離している。 9：黒色土器碗 復元口径15.5cm。 10：土師器壺破片 器面は摩滅するが、外面に縦方向のケズリが観察できる。 11：土錘 体長4.1cm、最大径1.8cm。 12：須恵器蓋破片 端部の形態から8世紀後半と考える。 13：須恵器蓋 復元口径16.6cm、器高2.5cm。色調は灰白色を呈する。内面にヘラ記号「井」？形態から8世紀前半と考える。 14・15：須恵器瓶類 同一個体かどうかは不明である。14の形態から、8世紀前半と考える。 16：須恵器高台壺 復元高台径8.9cm。高台内にヘラ記号「×」？形態から8世紀前半と考える。 17：須恵器高台壺 色調は灰白色である。形態から8世紀代と考える。 18：瓦質土器壺 16世紀代。 19：瓦質土器摺鉢 見込みに花弁状の摺り目が入る。16世紀代。 20：瓦質土器鉢。 21：瓦質土器壺。 22：須恵器蓋破片 形態・胎土は4に似る。 23：須恵器高台壺破片 形態から8世紀前半と考える。 24：須恵器高台壺 復元高台径9.2cm。形態から8世紀前半と考える。 25：瓦質土器壺。 26：土師器高台脚部 復元裾部径10.6cm。外面上部が青灰色を呈する。二次被熱か。 27：土師器高台壺部 復元口径16.2cm。器面は摩滅が著しい。5世紀前半～中葉の所産か。 28：土師器壺 復元口径12cm、器高5cm。外面ケズリ後ナデ調整、口縁部強い横ナデ、内面丁寧なナデ調整を施す。 29：須恵器壺 復元底径9cm。形態から8世紀後半と考える。 30：須恵器高台壺 復元高台径10cm。形態から8世紀前半と考える。 31：須恵器蓋 復元口径16cm。頂部ヘラケズリ調整を施す。形態から7世紀末、8世紀初頭と考える。 32：須恵器蓋 復元口径11.8cm。頂部ナデ調整を施す。形態から8世紀後半と考える。

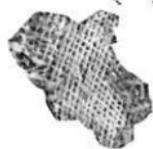
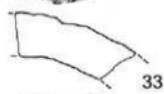
(2) 瓦、その他

33：丸瓦 焼成は軟質、凹面布目痕、凸面工具不明の粗い調整。 34：平瓦 焼成軟質、凹面乱れた布目痕か、凸面繩目叩き痕。 35：平瓦 焼成軟質、凹面布目痕、凸面繩目叩き痕。 36：丸瓦 凹面布目痕、凸面平行叩き痕。 37：不明土製品 色調は橙色、胎土は粗く1mm程度の砂を多く含む。表面はケズリ調整か。

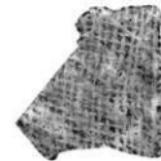
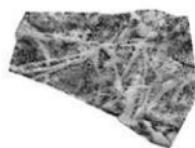


第25図 長者屋敷官衙遺跡 4～11次調査 出土遺物実測図 (S=1/3)

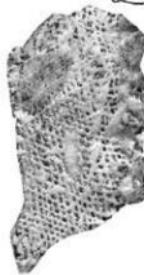
S D-46



S D-47



8区一括



第26図 長者屋敷官衙遺跡 4～11次調査 出土遺物実測図 (S=1/2)

第5章 化学分析

1 長者屋敷官衙遺跡における樹種同定

株式会社 古環境研究所

(1) はじめに

木材は、セルロースを骨格とする木部細胞の集合体であり、解剖学的形質の特徴から樹種の同定が可能である。木材は花粉などの微化石と比較して移動性が小さいことから、比較的近隣の森林植生の推定が可能であり、遺跡から出土したものについては木材の利用状況や流通を探る手がかりとなる。

(2) 試料

試料は、SB- 5 b の Pit 2 、 SB- 5 b の Pit 6 、 SB- 6 b の柱穴半裁から採取された炭化材であり、各遺構から 5 点づつの計 15 点について同定を行った。試料の詳細を表 4 に示す。

(3) 方法

以下の手順で樹種同定を行った。

- 1) 試料を洗浄して付着した異物を除去
- 2) 試料を割折して、木材の基本的三断面（横断面：木口、放射断面：柾目、接線断面：板目）を作成
- 3) 落射顕微鏡（40 ～ 1000 倍）で観察し、木材の解剖学的形質や現生標本との対比で樹種を同定

(4) 結果

表 4 に同定結果を示し、主要な分類群の顕微鏡写真を写真図版 20 ～ 22 に示す。以下に同定根拠となった特徴を記す。

マツ属複維管束亜属 *Pinus* subgen. *Diploxyylon* マツ科 SB- 6 b 柱穴半裁

仮道管、放射柔細胞、放射仮道管及び垂直、水平樹脂道を取り囲むエビセリウム細胞から構成される針葉樹材である。早材から晩材への移行は急な箇所と穏やかな箇所があり、

垂直樹脂道が見られる。放射断面では、放射柔細胞の分野壁孔は窓状である。放射仮道管の内壁には鋸歯状肥厚が存在する。接線断面では、放射組織が単列の同性放射組織型であるが、水平樹脂道を含むものは紡錘形を呈する。いずれも焼膨れが著しい。

以上の特徴よりマツ属複維管束亜属に同定される。マツ属複維管束亜属にはクロマツとアカマツがあり、どちらも北海道南部、本州、四国、九州に分布する。常緑高木である。材はいずれも水湿によく耐え、広く用いられる。

ヒノキ *Chamaccyparis obtusa* Endl. ヒノキ科 SB- 5b Pit 2, SB- 5b Pit 6, SB- 6b 柱穴半裁

仮道管、樹脂細胞および放射柔細胞から構成される針葉樹材である。横断面では、早材から晩材への移行はゆるやかで、晩材部の幅はきわめて狭い。樹脂細胞が見られる。放射断面では放射柔細胞の分野壁孔は、ヒノキ型で1分野に2個存在する。接線断面では、放射組織は単列が同性放射組織型で、1~15細胞高である。

以上の特徴よりヒノキに同定される。ヒノキは福島県以南の本州、四国、九州、屋久島に分布する。日本特産の常緑高木で、通常高さ40m、径1.5mに達する。材は木理通直、肌目緻密で強韌、耐朽、耐湿性も高い。良材であり、建築など広く用いられる。

クリ *Castanea crenata* Sieb. et Zucc. ブナ科 SB- 5b Pit 6

横断面では年輪のはじめに大型の道管が数列配列する環孔材である。早材から晩材にかけて、道管の径は急激に減少する。放射断面では道管の穿孔は單穿孔である。放射組織は平伏細胞からなる。接線断面では、放射組織は単列の同性放射組織型である。

以上の特徴よりクリに同定される。クリは北海道の西南部、本州、四国、九州に分布する。落葉の高木で、通常高さ20m、径40cmぐらいであるが、大きいものは高さ30m、径2mに達する。耐朽性強く、水湿によく耐え、保存性の極めて高い材で、現在では建築、家具、器具、土木、船舶、彫刻、薪炭、椎茸ほだ木など広く用いられる。

コナラ属アカガシ亜属 *Quercus subgen. Cyclobalanopsis* ブナ科 SB- 5b Pit 6

横断面では、中型から大型の道管が1~数列幅で年輪界に関係なく放射方向に配列する放射孔材である。道管は単独で複合しない。道管の穿孔は單穿孔で、放射組織は同性放射組織型で、単列のものと大型の広放射組織からなる複合放射組織である。

以上の特徴からコナラ属アカガシ亜属に同定される。コナラ属アカガシ亜属にはアカガシ、イチイガシ、アラカシ、シラカシなどがあり、本州、四国、九州に分布する。常緑高木で、高さ30m、径1.5m以上に達する。材は堅硬で強韌、弾力性強く耐湿性も高い。特に農耕具に用いられる。

クスノキ *Cinnamomum camphora* Presl クスノキ科 SB- 6 b 柱穴半裁

中型から大型の道管が単独および2～数個放射方向に複合して散在する散孔材である。道管の周囲を鞘状に軸方向柔細胞が取り囲んでいる。これらの柔細胞の中には、油を含み大きく膨れ上がったものも存在する。道管の穿孔は單穿孔で、道管の内壁にらせん肥厚が存在する。放射組織はほとんどが平伏細胞で上下の縁辺部のみ直立細胞からなる。放射組織は異性放射組織型でほとんどが2細胞幅である。上下の縁辺部の直立細胞のなかには、しばしば大きく膨れ上がったものがみられる。

以上の特徴よりクスノキに同定される。クスノキは、関東以西の本州、四国、九州、沖縄に分布する。常緑の高木で、通常高さ25m、径80cmぐらいであるが、高さ50m、径5mに達するものもある。材は堅硬で耐朽性が強く、保存性が高く芳香がある。建築、器具、楽器、船、彫刻、ろくろ細工などに用いられる。

(5) 所見

樹種同定の結果、SB- 5 b のPit 2、SB- 5 b のPit 6、SB- 6 b の柱穴半裁から採取された炭化材では、ヒノキ7点、マツ属複維管束亜属3点、クリ3点、コナラ属アカガシ亜属1点、クスノキ1点が同定された。

全ての遺構で認められたヒノキは、大径材の破片である。ヒノキは木理通直で大きな材がとれる良材であり、保存性が高く、特に心材は耐久・体質にもよく耐える。用途は広汎で工作が容易で表面仕上がりはきわめて良好で光沢が出るため現代においても利用される。またヒノキは柱材などの建築部材として利用されることもよくある。弥生時代後期から古墳時代初頭において九州での針葉樹の利用率は低く、その中でもヒノキ科の利用は極めて低い傾向にある。しかし律令期以降、瀬戸内から東海地方でヒノキは流通し最もよく用いられる材となる。本遺跡では8世紀から9世紀初頭にかけての時期では流通によってヒノキ材またはヒノキの製材がもたらされた可能性もある。

マツ属複維管束亜属はSB- 6 b 柱穴半裁で認められた。マツ属複維管束亜属は温帯を中心に広く分布する常緑針葉樹で、土壤条件の悪い岩山に生育し二次林を形成するアカマツと、砂地の海岸林を形成するクロマツとがある。木材は重硬で水湿に良く耐え腐りにくい。繩文時代に見ることができるが古い時期の用材は極めて少ない。室町時代以降に少ないうが見られるようになる。

クリはSB- 5 b Pit 6 から同定された。木材は重硬で保存性が良い材で、柱材などの建築材として古くから比較的よく利用される樹木である。

コナラ属アカガシ亜属はSB- 5 b Pit 6 で認められた。コナラ属アカガシ亜属は堅硬な材であり、広く用いられるが、西南日本では弥生時代以降、特に農耕具を中心用いられる傾向にあり、重硬な性質から建築材にも用いられる。なお、クリ、カシ類（コナラ属アカガシ亜属）は重さに耐える重硬な樹種であるため、建築部材の中でも柱材によく用いら

れる。

クスノキはSB-6b柱穴半裁で認められた。クスノキは堅硬で耐朽性が高い材で、西南日本の沿岸平野に多く、九州や瀬戸内の沿岸の遺跡に特有に多い選材である。

全ての遺構からヒノキの大径木の炭化材片が認められたことから、ヒノキを柱材として利用していた可能性が考えられ、他の樹種も建築部材の可能性が示唆される。また、SB-5bとSB-6bは一度火災によって焼失し、同一の場所に建て直したという見解が発掘調査から得られていることから、焼失したⅠ期の建物（SB-5a、SB-6a）で利用された用材の炭化材を回収しきらずにⅡ期の建物（SB-5b、SB-6b）を建てた可能性も考えられる。この場合、Ⅰ期では柱を全てヒノキで統一されていた可能性がある。

文献

- 伊東隆夫・山田昌久（2012）木の考古学、出土木製品用材データベース、海青社、449p.
- 島地謙・佐伯浩・原田浩・塩倉高義・石田茂雄・重松賴生・須藤彰司（1985）木材の構造、文永堂出版、290p.
- 島地謙・伊東隆夫（1988）日本の遺跡出土木製品総覧、雄山閣、296p.
- 山田昌久（1993）日本列島における木質遺物出土遺跡文献集成—用材から見た人間・植物関係史、植生史研究特別1号、植生史研究会、242p.

表4 長者屋敷官衙遺跡における樹種同定結果

| 遺構名 | | 結果(学名／和名) | | 大きさ |
|-------|-------|---|------------|-------|
| SB-5b | Pit2 | <i>Chamaecyparis obtusa</i> Endl. | ヒノキ | 大径木 |
| SB-5b | Pit2 | <i>Chamaecyparis obtusa</i> Endl. | ヒノキ | 大径木 |
| SB-5b | Pit2 | <i>Chamaecyparis obtusa</i> Endl. | ヒノキ | 大径木 |
| SB-5b | Pit2 | <i>Chamaecyparis obtusa</i> Endl. | ヒノキ | 大径木 |
| SB-5b | Pit2 | <i>Chamaecyparis obtusa</i> Endl. | ヒノキ | 大径木 |
| SB-5b | Pit6 | <i>Chamaecyparis obtusa</i> Endl. | ヒノキ | 大径木 |
| SB-5b | Pit6 | <i>Castanea crenata</i> Sieb. et Zucc. | クリ | 大径木 |
| SB-5b | Pit6 | <i>Castanea crenata</i> Sieb. et Zucc. | クリ | 大径木 |
| SB-5b | Pit6 | <i>Castanea crenata</i> Sieb. et Zucc. | クリ | 大径木 |
| SB-5b | Pit6 | <i>Quercus</i> subgen. <i>Cyclobalanopsis</i> | コナラ属アカガシ亜属 | 大きさ不明 |
| SB-6b | 柱穴 半裁 | <i>Pinus</i> subgen. <i>Diploxylon</i> | マツ属複維管束亜属 | 大径木 |
| SB-6b | 柱穴 半裁 | <i>Pinus</i> subgen. <i>Diploxylon</i> | マツ属複維管束亜属 | 大径木 |
| SB-6b | 柱穴 半裁 | <i>Pinus</i> subgen. <i>Diploxylon</i> | マツ属複維管束亜属 | 大径木 |
| SB-6b | 柱穴 半裁 | <i>Chamaecyparis obtusa</i> Endl. | ヒノキ | 大径木 |
| SB-6b | 柱穴 半裁 | <i>Cinnamomum camphora</i> Presl | クスノキ | 大径木 |

第6章 まとめ

1 正倉建物の配置と変遷案について

これまでの調査成果から、確認されている正倉建物はL字を基調とした大まかな配置計画に基づいて建てられた可能性が高い。

主軸方位 方位は配置計画を考える上で重要な要素である。同時期、近い時期に建てられた建物は近い方位を示すと考えられる。例えば、南北総柱建物列ではSB-16からSB-8 bまでが建てられたが、北から南にいくに従って主軸方向がずれ、柱掘方も小さくなる傾向にある。これは時期差を表していると考えられる。

建物間の距離 同時期か近い時期に建てられた建物群の建物間の距離は、整数尺になる傾向が高い。SB-13 c の南辺柱列とSB-12 b の北辺柱列が約30尺、SB-12 b と5 b 間が約30尺、6 b と7 b 間も約30尺である。

遺構の新旧関係 遺構の切り合いから新旧が分かるのは(2→1)(10→9a→9 b)である。また、遺構の位置関係から(1→11a・b)(3・4→10)と考えられる。

火災 火災後に建てられた建物の掘方には、炭化物が含まれる。また、炭化物を含む柱痕

表5 長者屋敷官衙遺跡正倉建物一覧表

| 遺構番号 | 建物規模(間) | 柱抜取穴 | 面積(m ²) | 主軸 | 構造 | 炭化材・炭化米 | | 焼失 | 柱の痕跡 | 出土遺物 |
|--------|---------|----------|---------------------|--------|------|---------|----|----|------|-------|
| | | | | | | 掘方 | 抜取 | | | |
| SB-1 | 9(+a)×3 | φ250 | 96.2(+a) | 0° | 側柱建物 | ○ | ○ | ○ | 抜き取り | — |
| SB-2 | 15×3 | φ300 | 150 | 2° 西 | 側柱建物 | × | × | × | 抜き取り | — |
| SB-3 | 7×3 | φ150~200 | 107.25 | 2° 西 | 側柱建物 | × | × | ○ | 不明 | 8c前 |
| SB-4 | 6×3 | φ100~200 | 95.7 | 2° 西 | 側柱建物 | × | ○ | △ | 抜き取り | — |
| SB-5a | 3×3 | — | — | 1° 西 | 總柱建物 | — | — | ○ | — | — |
| SB-5b | 3×3 | φ600~800 | 51.84 | 1° 西 | 總柱建物 | ○ | ○ | ○ | 抜き取り | 8c後 |
| SB-6a | 3(+a)×3 | — | — | 1° 西 | 總柱建物 | — | — | ○ | — | — |
| SB-6b | 3(+a)×3 | φ450 | 41.6(+a) | 1° 西 | 總柱建物 | ○ | ○ | ○ | 切り取り | 8c前~中 |
| SB-7a | 4×2(+a) | — | — | 2° 西 | 總柱建物 | — | — | ○ | — | — |
| SB-7b | 4×2(+a) | φ500 | 37.8(+a) | 2° 西 | 總柱建物 | ○ | ○ | ○ | 抜き取り | 8c後 |
| SB-8a | 3×3 | — | — | 8.5° 西 | 總柱建物 | — | — | ○ | — | — |
| SB-8b | 3×3 | φ300 | 38.5 | 8.5° 西 | 總柱建物 | ○ | ○ | ○ | 不明 | — |
| SB-9a | 3×3 | — | — | 1° 東 | 總柱建物 | — | — | ○ | — | — |
| SB-9b | 3×3 | — | 66.7 | 1° 東 | 總柱建物 | ○ | ○ | ○ | 不明 | 8c後 |
| SB-10 | 5×3 | φ200 | 60.42 | 1° 東 | 側柱建物 | × | ○ | ○ | 不明 | — |
| SB-11a | 3×1 | — | 26 | 3° 東 | 側柱建物 | 不明 | 不明 | ○ | 不明 | — |
| SB-11b | 4×2 | — | 24.96 | 8° 東 | 側柱建物 | ○ | × | △ | 不明 | — |
| SB-12a | 5×3 | — | — | 0° | 總柱建物 | — | — | ○ | — | — |
| SB-12b | 5×3 | φ500~700 | 84.24 | 0° | 總柱建物 | △ | △ | △ | 抜き取り | 8c前 |
| SB-13a | 5×3 | — | — | 1° 西 | 總柱建物 | — | — | ○ | — | — |
| SB-13b | 5×3 | — | 84.24 | 1° 西 | 總柱建物 | ○ | ○ | △ | 抜き取り | 8c後 |
| SB-13c | 5×3 | φ500~600 | 84.24 | 1° 西 | 磚石建物 | △ | △ | △ | 不明 | — |
| SB-14a | 3×3 | — | — | 1° 西 | 總柱建物 | — | — | — | — | — |
| SB-14b | 3×3 | φ300~400 | 44.46 | 1° 西 | 總柱建物 | 不明 | 不明 | ○ | 抜き取り | — |
| SB-15a | 3×2 | — | — | 4° 東 | 總柱建物 | — | — | ○ | — | — |
| SB-15b | 3×2 | — | 35.19 | 4° 東 | 總柱建物 | ○ | ○ | ○ | 抜き取り | 8c前 |
| SB-16 | 3×3 | φ200~300 | 36.72 | 1° 西 | 總柱建物 | ○ | ○ | ○ | そのまま | 8c中 |
| SB-17 | 2×2(+a) | — | 10.08(+a) | 1° 東 | 總柱建物 | × | × | △ | 不明 | 8c前 |
| SB-18 | 2×2(+a) | φ250 | 15.96(+a) | 2° 東 | 總柱建物 | × | × | △ | 抜き取り | — |

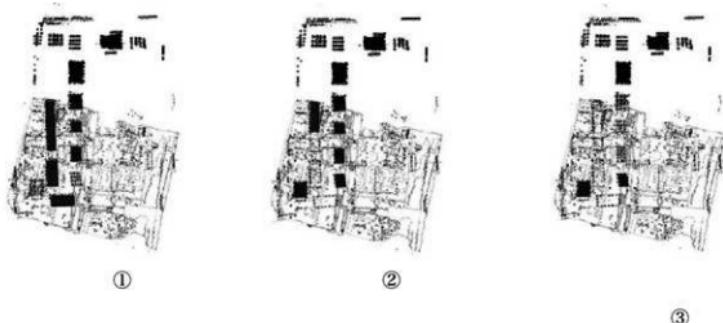
△…炭化米・炭化材微量、焼失可能性あり

跡は、その建物自体が火災にあった根拠になる。正倉城が成立した初期（火災以前）に建てられた建物は柱掘方に炭化物を含まないと考えられる。

以上を調査指導委員会で検討した結果から、建物変遷案を導きだしたのが表6である。建物の中には、検討の余地が大きいものや、SB-10、11 a・bのように倉として長期間機能していたかどうか疑問視されるものもあり、遺跡の最後の時期である10世紀前半までの変遷を判断するに至っていない。今後、指定地内外の確認調査をとおして解決してゆく課題と捉えている。

表6 長者屋敷官衙遺跡建物変遷案

| I | II | III | IV | V | VI |
|-------------|-------------|-----|-----------------------|----|------------------|
| 8世紀前葉から後半 | | | 8世紀後半 | | 9世紀前葉 |
| 西側側柱 建物列 | 2 3 4 | | 1 | | |
| 13a | | | 13b | | 13c |
| 東西総柱建物列 | | | 火災① | | 火災② |
| 12a 5a | 6a | 7a | 12b 5b 6b 7b | 8a | 12c? 8b 9b |
| 南北総柱建物列 | | | | | |



① 正倉城の創建から火災①まで（8世紀前半～8世紀後半）

② 火災①から火災②まで（8世紀後半）

③ 火災②以後（9世紀前半）

2 建物の建築素材について

礎石：SB-13 c は正倉建物の中で唯一、二度の建替えが確認されている建物である。掘立柱（a）→掘立柱（b）→礎石（c）といった変遷をたどる。礎石は全部で19個を確認している。石の形状はさまざまで柱座はほぼ平らである。根石を持つものが3個みとめられる。石材の同定は行っていないが、肉眼観察で3種類の石材が確認できる。

SB-13 c と同規模のSB-12 b には柱掘方上面に拳大の礎が確認されたものがあり、礎石の根石であると考えれば、SB-13 c と同様な変遷をたどった可能性があるが詳細は不明である。

柱材：今回、SB- 5 b と SB- 6 b の柱痕跡から出土した炭化材の樹種同定を行った。試料は1次調査時に見つかった炭化材で、「焼けた柱を根元で切り取った状態」と考えられる出土状況で周囲の土とともに取り上げをしたものであった。分析では両建物の柱にヒノキが使われている可能性が高いという結果が出ている。（第5章参照）

壁材：史料から古代の倉庫には、構造別に「丸木倉・甲倉・板倉・土倉・漆喰屋・草屋」があったと考えられている。樹種同定では、ヒノキ以外の木材も確認されており出土炭化材の中には、柱材の他に壁の板材や丸木の焼けたものも含まれるのかも知れない。

SB-16 の柱痕跡から出土したスサ入りの粘土は、土壁に使われた可能性がある。

屋根材：これまでの調査で出土した瓦の出土地点は、1区の大型不整形土坑SX-54、5区のSD-46、8区の検出一括、12区のSD-47である。いずれも建物付近で大量に出土した状況ではなく、どの建物に葺かれていたものであるかは不明と言わざるを得ない。瓦出土遺構と重複関係にある建物は、SD-46 に切られる礎石建ちのSB-13 c と、SX-54 に切られるSB-1 である。しかし、SX-54 は幾度かの火事片付けのために掘られた土坑と考えられているため複数時期、複数建物の遺物が混在している。またSB- 1 は側柱建物であり建物構造からも瓦葺きであった可能性は低い。SB-13 c についても屋根全面を葺いていたと言うよりは、部分的に瓦を葺いていた可能性を考えたい。これまでの調査で軒瓦は出土していない。

瓦屋根のほかには板葺、萱葺といったものが考えられる。壁材と同様にこれまで確認している炭化材のなかに屋根が焼けたものも含まれているのかもしれない。また、屋根に土を葺いた倉もあったであろうと考えられている。SB-16 のスサ入り粘土も屋根材であった可能性もある。

3 これからの中長者屋敷官衙遺跡

平成7年度から11次にわたる調査で、史跡指定地内の正倉遺構はほぼ確認できたと考えている。大きな視点に立てば、これによって、造営にあたっての当初の配置計画や建物の変遷を検討できる材料がひと通りそろったといえよう。しかし、より細部の検討については不明な点を残しているのは事実である。調査不十分の部分があるのも否めない。よって補助的な確認調査は継続していく方針である。また、指定地外の調査についても正倉遺構、古代遺構の広がりを確認する調査は継続し、下毛郡衙に関連する遺構、郡庁、館などの発見につなげたいと考えている。

現地は市営住宅撤去後、長い間更地となり、周辺住民の方々にご迷惑をおかけしてきた。中津市教育委員会では、遺跡を市民の方々の憩いの場として利用していただき、地域の歴史を学ぶ場となるよう公園整備を行う計画である。現在は設計段階に入っている。確認調査で得られた情報を最大限に整備に反映し、市民の方々に長者屋敷官衙遺跡がもつ歴史的な価値を知っていただけるよう努力していきたい。

〈参考文献 第1～6章〉

- 宇野慎敏「三 豊前北部の土師器と編年」『行橋市史 資料編原始・古代』2006
小田富士夫・長直信「四 豊前の須恵器生産」『行橋市史 資料編原始・古代』2006
坪根伸也・塩地潤一「豊後国の土器編年」『大分・大友土器研究会論集』2001
山中敏史「古代地方官衙遺跡の研究」1994
中津市教育委員会「長者屋敷遺跡」中津市文化財調査報告書第26集 2001
中津市教育委員会「長者屋敷遺跡 第5次調査」市内遺跡発掘調査概報2 中津市文化財調査報告書第47集 2008年度 2009
中津市教育委員会「下宮永カタマ地区 中津城下町遺跡竹下義兵衛屋敷跡 長者屋敷官衙遺跡」市内遺跡発掘調査概報3 中津市文化財調査報告書第51集 2009年度 2010
中津市教育委員会「沖代地区条里跡 永添坂本地区 佐知遺跡 加来東遺跡 中津城(Ⅷ)長者屋敷官衙遺跡」市内遺跡発掘調査概報4 中津市文化財調査報告書第54集 2010年度 2011
中津市教育委員会「沖代地区条里跡 大塚西中野地区 永添玉迫地区 高畠下ノ町地区 佐知遺跡 山中城跡 中津城(IX) 古代豊前道路 長者屋敷官衙遺跡 八並城跡」市内遺跡発掘調査概報5 中津市文化財調査報告書第56集 2011年度 2012
中津市教育委員会「沖代地区条里跡 長者屋敷官衙遺跡 定留鬼塚遺跡」市内遺跡発掘調査概報6 中津市文化財調査報告書第63集 2012年度 2013
中津市教育委員会「長者屋敷官衙遺跡 中近世城館確認調査 中津城跡25次調査 市内試掘確認調査」市内遺跡発掘調査概報7 中津市文化財調査報告書第70集 2013年度 2014

写 真 図 版



4 区



5 区

写真図版 2



6 区



7 区（東から）



8区（東から）



9区（西から）



10区（西から）

写真図版 4



12区



16区 2 トレンチ（東から）



13区



14区（南西から）



15区1 トレンチ（北から）



15区2 トレンチ（東から）

写真図版 6



SB-5 b



SB-12 b



SB-13c 碇石建物



SB-13c Pit15

写真図版 8



SB-15b (北東から)



SB-16 (北から)



SB-17・18（南東から）



SB-19・20（南から）

写真図版 10



SB-12b Pit 6 (北から)



SB-12b Pit 7 (北から)



SB-12b Pit18 (北から)



SB-13c Pit14 (南から)



SB-13c Pit19 (南西から)



SB-13c Pit20 (東から)

写真図版 12



SB-13c Pit21



SB-13c Pit24



SB-13c Pit13



SB-13c Pit22



SB-13c Pit23



SB-13c Pit18



SB-13c Pit14



SB-13c Pit10



SB-13c Pit15



SB-13c Pit11



SB-13c Pit17



SB-13c Pit16



SB-13c Pit12



SB-13c Pit 3



SB-13c Pit19

写真図版 14



SB-15b Pit 1 (南から)



SB-15b Pit 1 (南から)



SB-15b Pit 5 (南から)



SB-16 Pit 3 (南から)



SB-16 Pit 3 (南から)



SB-16 Pit 7 (南から)

写真図版 16



SB-16 Pit 7 (南から)



SB-18 Pit 5 (南から)



SB-18 Pit 6 (南から)



SB-18 Pit 6 (南から)



SB-20 Pit 3 (南から)



SB-20 Pit 2 (南から)

写真図版 18



3



5



13表



16



13裏



26



27



28



33

34

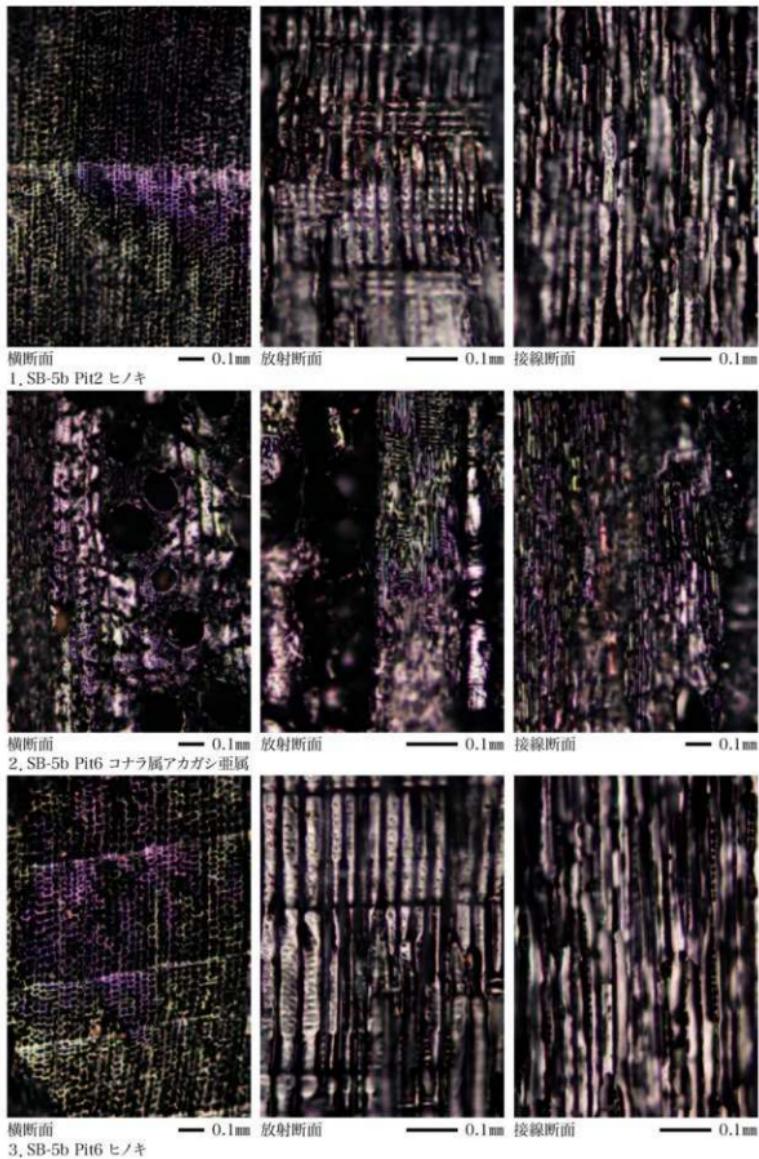
35



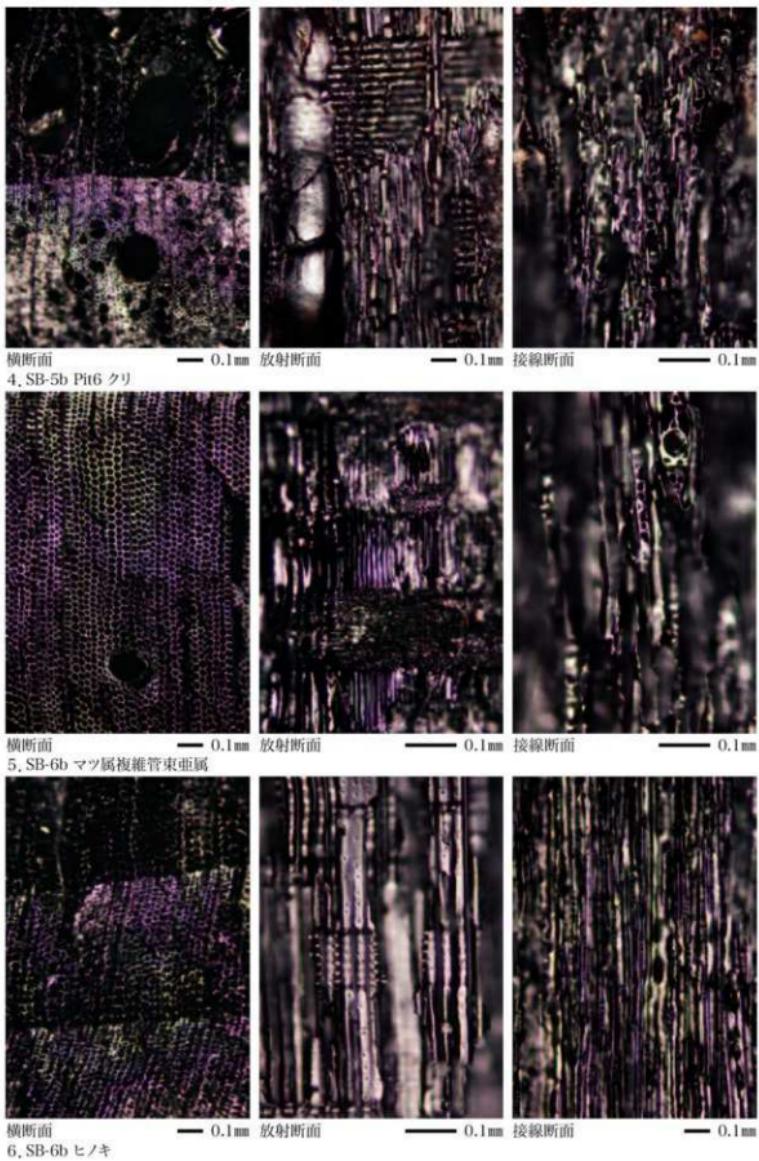
36

37

写真図版 20

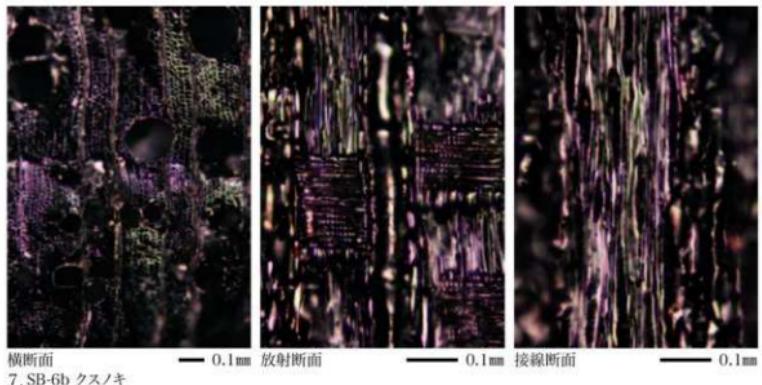


長者屋敷官衙遺跡の木材 I



長者屋敷官衙遺跡の木材 II

写真図版 22



長者屋敷官衙遺跡の木材Ⅲ

報 告 書 抄 錄

| | | | | | | | |
|----------|--|--------|--------------------|---------|--|---------------|---------------------|
| ふりがな | じ なまき | | | | | | |
| 書名 | 長者屋敷官衙遺跡 4~11次調査 | | | | | | |
| 副書名 | | | | | | | |
| 卷次 | | | | | | | |
| シリーズ名 | 中津市文化財調査報告 | | | | | | |
| シリーズ番号 | 第73集 | | | | | | |
| 編集者名 | 高崎 章子 丸山 利枝 | | | | | | |
| 編集機関 | 中津市教育委員会 | | | | | | |
| 所在地 | 〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 TEL 0979-22-1111 | | | | | | |
| 発行年月日 | 2015年3月31日 | | | | | | |
| 所収遺跡名 | 所在地 | 市町村コード | 遺跡番号 | 北緯 | 東経 | 調査期間 | 調査面積 |
| 長者屋敷官衙遺跡 | 大分県中津市水添 2303-7他 | 44203 | 101119 | 33° | 131° | 20070609 ~ | 5,000m ² |
| 所収遺跡名 | 種別 | 主な時代 | 主な遺構 | 主な遺物 | 特記事項 | | |
| 長者屋敷官衙遺跡 | 官衙 | 古代 | 総柱建物 礎石建物 櫛溝 | 土師器・須恵器 | 平成19年度から26年度の調査では、8棟の倉を確認した。これまでに確認されている正倉の建物は18棟になった。 | | |
| 要約 | 古代下毛郡衙の正倉域である本遺跡では、平成26年度までの調査で、18棟の倉の建物を確認している。中には、礎石建ちのものがあり、これは九州では大変珍しいものである。建物のほかにも、正倉域を区画したと考えられる、溝状遺構、櫛溝を検出している。溝状遺構は砾として復元される可能性がある。 | | | | | | |

**長者屋敷官衙遺跡
4～11次調査**

中津市文化財調査報告 第73集

2015年3月31日

発行 中津市教育委員会
印刷 藤川原田印刷社